令和 2 年度版

市町村財政のすがた

一令和元年度決算一

編 集 大分県総務部市町村振興課

令和元年度の市町村財政の状況

1. 決算規模	1
2. 決算収支	1
3. 歳 入	2
4. 歳 出	4
5. 将来にわたる財政負担の状況	6
6. 公営企業の状況	7
7. 第三セクター等の状況	10
8. 健全化判断比率等	12
個別の市町村の状況	14
1. 財政状況等一覧表	
2. 財政比較分析表	
3. 歳出比較分析表	
市町村財政関係資料	
・令和元年度市町村決算指標	70

[※] なお、本冊子の数値は、市町村合併等により一部過去の公表数値と連続しないものがあります。

令和元年度の市町村財政の状況

決算規模 1

5.983億円 (平成30年度 5,792億円 前年度比 +3.3%) 歳出 5.842億円 (平成30年度 5.624億円 前年度比 +3.9%)

決算規模は、歳入、歳出ともに増加し、市町村合併後(平成18年度以降)の決算では、歳入、 歳出ともに最大となりました。歳入では、幼児教育無償化に伴う子ども・子育て支援制度や社会 資本整備総合交付金に伴う国・県支出金の増加、また過疎対策事業債や新規事業債の防災・減 災・国土強靱化緊急対策事業債などの地方債が増加しました。

歳出では、災害復旧費が減少した一方、大型の整備事業費の増加や幼児教育無償化に係る給付 等により総務費、民生費などが増加しました。

○ 決算規模の推移



決算収支

市町村の決算収支はどのようになっているのでしょうか?

実質収支※1は109億22百万円の黒字で、県内18市町村全てで黒字となっています。 単年度収支※2については、23億73百万円の赤字となりました。実質単年度収支※3について は、財政調整基金の取り崩しなどにより、72億51百万円の赤字となっています。

※1 実質収支

実質収支とは、地方公共団体の1 年間の歳入と歳出の差額(形式収 支)から、翌年度に繰り越すべき財源を引いた決算額のことをいいま す。地方公共団体は営利を目的と して存立するものではないので、黒 字の額、すなわち剰余金は行政水 準の向上、住民負担の軽減などに 当てられるべきであり、黒字額が多 いほど良いと言えるものではありま せん。

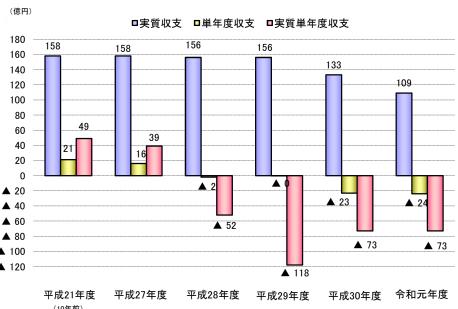
※2 単年度収支

単年度収支とは、当該年度の決算 による実質収支から前年度の実質 収支を差し引いた額で、 当該年度 だけの収支を表します。

※3 実質単年度収支

単年度収支から実質的な黒字要 ▲ 60 素(財政調整基金への積立金、地 ▲ 80 方債繰上償還金等) や赤字要素 (積立金の取り崩し等)を加減した もので、実質的にその年度が黒字▲ 120 であったか赤字であったかを見る 指標です。

実質収支等の推移



3 歳 入

市町村の歳入にはどのようなものがあるのでしょうか?

歳入決算額の構成比を見ると地方税(26.3%)が最も高く、地方交付税 $_{*1}(21.7\%)$ 、国庫支出金(16.4%)、地方債 $_{*2}(10.5\%)$ の順となっています。

また、歳入全体に占める一般財源 $_{3}$ 。の割合(一般財源比率)は、前年度に比べて1.5ポイント減少し53.0%となっています。

※1 地方交付税

※2 地方債

地方公共団体の債務のうち、 償還期間が1会計年度を越える ものを指します。

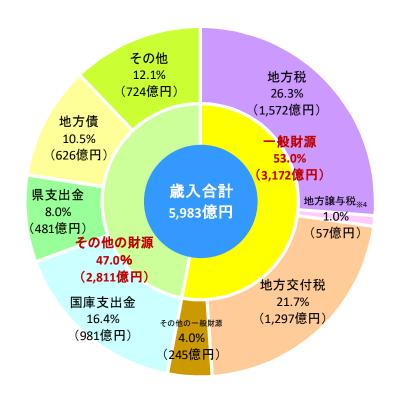
※3 一般財源

地方税、地方交付税などの使途が特定されていない財源のことで、地方公共団体が様々な行政ニーズに適切に対応するためには、この一般財源の確保が重要になります。一方、地方債、国庫支出金等、使途が定められている財源は特定財源と呼ばれています。

※4 地方譲与税

国税として徴収され、地方公 共団体に譲与される税で、地方 道路譲与税などがあります。

○ 歳入決算額の構成





財政講座

自主財源と依存財源

自主財源とは、地方税や使用料・手数料などのように地方自治体が自主的に収入することができる財源のことを指します。一方、依存財源とは、国や県の支出金や地方交付税などのように国や県によって配分される財源を指します。

地方公共団体の歳入構造を分析する際の指標として、自主財源比率という指標があります。

これは、歳入全体のうち自主財源の占める割合を示すもので、この指標が高いほど、財源の調達やその使途の決定において自主性と安定性を確保できるとされています。

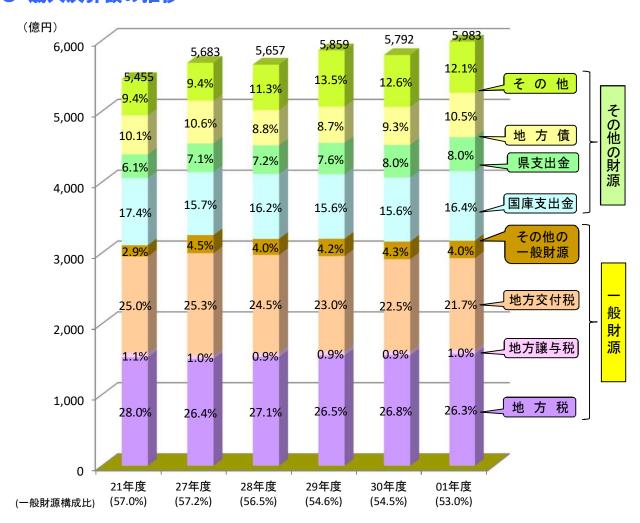
(参考: 令和元年度決算における自主財源比率 県内市町村 38.4% [平成30年度 39.4%])

市町村の歳入内訳はどのように推移しているのでしょうか?

歳入決算額全体としては、地方交付税の減少(普通交付税の合併算定替特例措置縮減の進行などによるもの)があったものの、国・県支出金や地方債が増加し、30年度と比較して歳入総額は約190億増加しています。

一般財源の構成比については、前年度に比べて1.5ポイント減少し53.0%となっています。

○ 歳入決算額の推移



臨時財政対策債

財政講座

地方一般財源の不足に対処するため、地方財政法第5条の特例として、普通 建設事業等の投資的経費以外の経費にも充てることができるとされた赤字地方 債。元利償還金は後年度に地方交付税として全額措置されます。

平成13年度の地方財政対策において、交付税特別会計の借入の急増に加え、国と地方の責任分担の明確化、透明化を図るために、従来の特別会計の借入に代わる手段として、各地方公共団体がその一部を自ら借入れるとした制度。本来交付税で措置されるべき額の振り替えであることから、経常収支比率の算出等においては、交付税と同様に扱われています。

4歳出

市町村の歳入はどのような目的に使われているのでしょうか?

市町村の目的別歳出構成比を見ると民生費(36.4%)が最も高く、次いで総務費(13.8%)、公債費(10.9%)の順になっています。

総務費:退職金や徴税・戸籍・選挙などに使われる費用

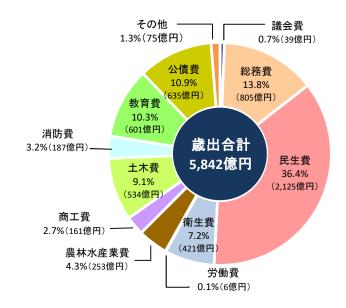
民生費:児童、高齢者、障がい者等の福祉充実や生活保護に要する費用

衛生費:医療、公衆衛生、し尿処理、ごみ処理等に係る費用

土木費:道路、河川、住宅、公園など土木施設の建設や維持のための費用

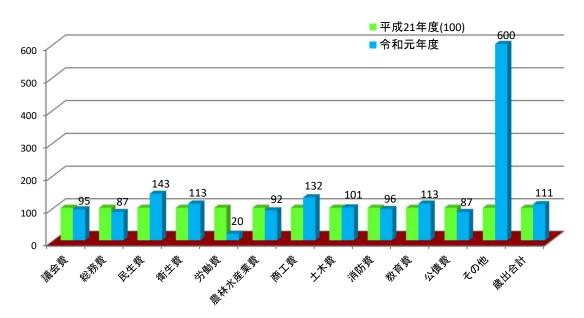
教育費:学校教育、社会教育などに使われる費用 公債費:借入金の元金・利子などの支払いの費用

○目的別歳出決算の構成



10年前と比べてどう変化しているのでしょうか?

10年前と比べると、民生費、衛生費、商工費、土木費、教育費などが増加し、議会費、 総務費、労働費、農林水産業費、消防費、公債費が減少しています。

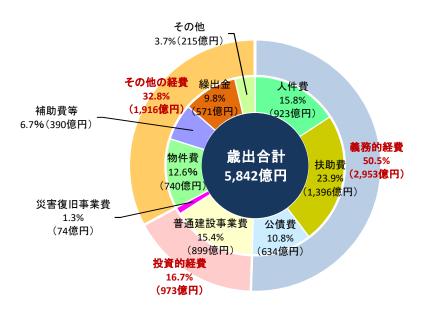


市町村の歳出はどのような性質に分類されるのでしょうか?

性質別歳出構成比を見ると扶助費(23.9%)が最も高く、次いで人件費(15.8%)、普通建設事業費(15.4%)、物件費(12.6%)の順となっています。

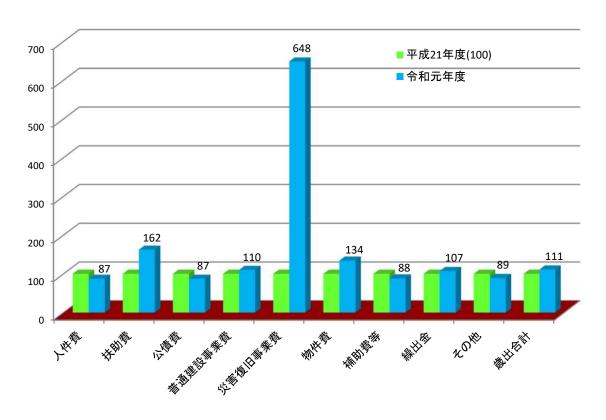
また、前年度と比べ義務的経費(人件費・扶助費・公債費)は50億円(1.7%)の増、投資的経費は121億円(14.2%)の増となっています。

○ 性質別歳出決算額の構成



10年前と比べてどう変化しているのでしょうか?

10年前と比べると、扶助費、普通建設事業費、災害復旧事業費、物件費、繰出金などが増加している一方、人件費、公債費、補助費等が減少しています。



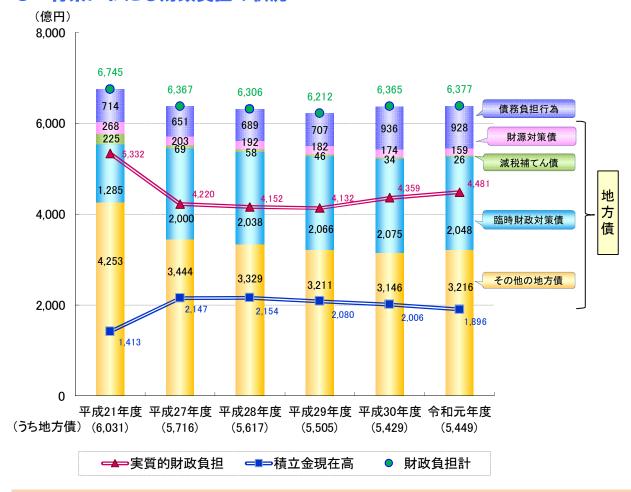
5 将来にわたる財政負担の状況

市町村の将来にわたる実質的な財政負担はどれくらいでしょうか?

令和元年度末の地方債現在高は、5,449億円で、前年度現在高と比べると20億円増加しました。 現在高が増加した地方債は、防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債、学校教育施設等整備事業 債、過疎対策事業債などです。

地方債現在高に債務負担行為に基づく翌年度以降支出予定額を加え、積立金現在高を差し引いた地方公共団体の将来にわたる実質的な財政負担は、前年度に比べて122億円増加し、4,481億円となりました。依然として高い水準にあるため、今後とも注意が必要です。

○ 将来にわたる財政負担の状況



プライマリーバランス

財政講座

歳入と歳出のバランスから、財政の健全性を示す指標で、基礎的な財政収支のこと。 歳入総額から地方債発行収入を差し引いた金額と、歳出総額から過去の借入金返済に かかる経費(元金・利子)を差し引いた金額のバランスをいいます。

プライマリーバランスが釣り合っているとは、地方債の元本償還や利払いに要する費用を除くすべての歳出について、税収や交付税など地方債発行に頼らない収入によって賄えることを意味します。

6 公営企業の状況

1. 公営企業の役割

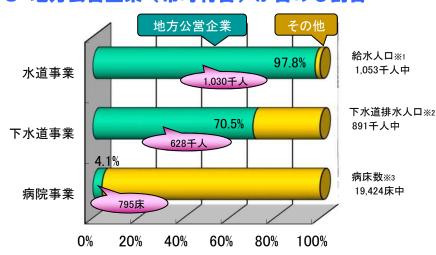
市町村の公営企業はどのような役割を果たしているのでしょうか?

地方公共団体は、一般的な行政活動を行うとともに、水の供給や公共輸送の確保、医療の提供、 汚水の処理など地域住民の生活や地域の発展に不可欠なサービスを提供するといった様々な事業 (=企業活動)を行っています。

このような事業を行うために地方公共団体が直接、社会公共の利益を目的として経営する企業を総称して地方公営企業と呼んでおり、水道事業、下水道事業、病院事業、交通事業などがその代表的なものです。

地方公営企業は、住民の生活水準の確保、向上のため、大きな役割を果たしており、特に上下水道事業については、そのほとんどが地方公営企業として行われています。

〇 地方公営企業(市町村営)が占める割合



グラフは、実施されている事業全体を 100とした場合の地方公営企業(市町村営)が占める割合を表しています。

※1 給水人口

上水道・簡易水道・専用水道及び飲料 水供給施設で現に給水をしている人口

※2 下水道排水人口

広義の下水道(公共下水道、農業集落 排水施設、合併処理浄化槽等)が供用 されている人口

※3 病床数

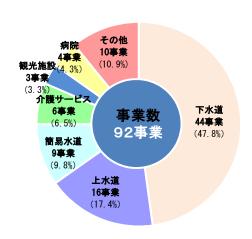
病院(20病床以上の患者を入院させるための施設を有するもの)での入院ベット数

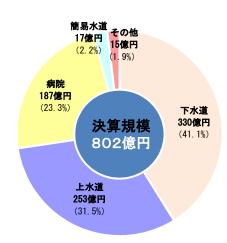
2. 事業数と決算規模

どのような事業が公営企業として行われているのでしょうか?

令和元年度末で92事業が公営企業として経営されており、事業別に見ると、下水道事業が最も大きな割合を占め、以下、上水道事業、簡易水道事業、介護サービス事業の順となっています。

決算規模は802億円で、事業別に見ると、下水道事業が最も大きな割合を占め、以下、上水道事業、病院事業、簡易水道事業の順になっています。





※公営企業の決算規模

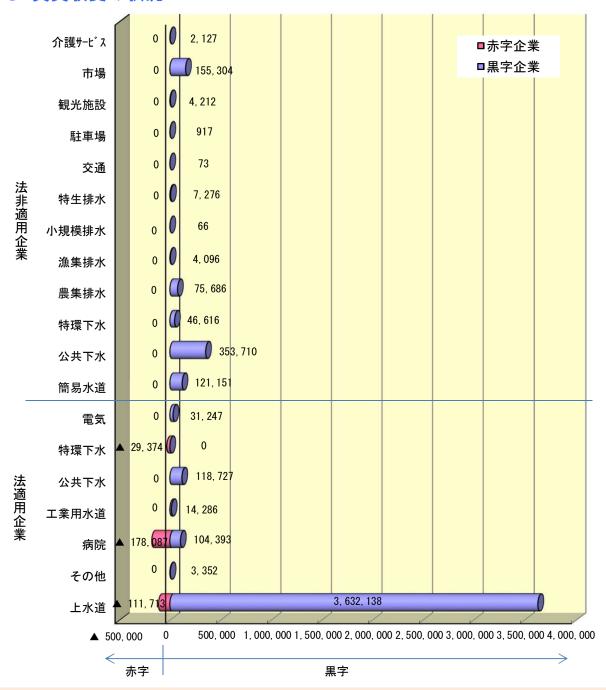
法適用企業 :総費用(税込み)ー減価償却費+資本的支出 法非適用企業:総費用+資本的支出+積立金+前年度繰上充用金

3. 経営状況

公営企業の経営状況はどうなっているのでしょうか?

公営企業の経営状況は、法適用企業は35億8千万円の黒字決算(前年度と比べ1千万円の増)、 法非適用企業は7億7千万円の黒字決算(前年度と比べ1億4千万円の減)となっています。 法適用企業・法非適用企業ともに、全事業で黒字決算となっています。

○ 実質収支の状況





がいける 対政講座

公営企業において地方公営企業法を適用することのメリット

地方公営企業法は地方公営企業の財務規定等を定めた法律で、簡易水道を除く上水道事業や自動車運送事業等の7事業については、この法律が適用されます。しかしながら、県内でも多くの公営企業が存在する簡易水道事業や下水道事業については、条例で定めれば適用できるとされているだけで、適用が義務づけられていません。公営企業法を適用し、企業会計方式に移行するするには、手間や費用がかかり、容易な作業ではありませんが、期間損益計算により使用料の対象原価を明確化することで使用料が適切に算定されることや、独立採算制の原則の徹底により、職員の経営意識、コスト意識を向上させる等の効果も期待されることから、財政状況の厳しい時ほど、よりその必要性が高いと考えられます。

4. 繰入金の状況

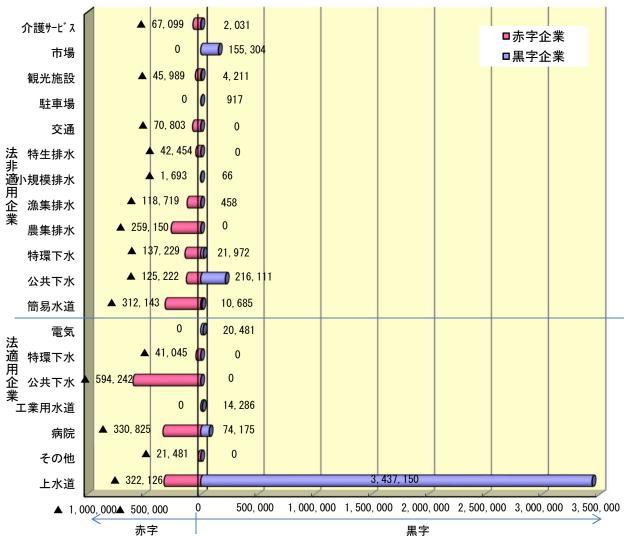
公営企業の実質的な経営状況はどのようになっているのでしょうか?

公営企業に対する他会計からの繰入金の総額は151億4千7百万円で、前年度と比べると1億6千5百万円の減となっています。事業別では、下水道事業の繰入金が112億4千9百万円と繰入金総額の74.3%を占め、次いで水道事業の繰入金が23億3千5百万円となっています。

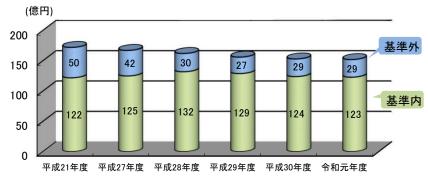
この繰入金のうち基準外繰入_※(総額29億円)を実質収支から差し引くと、多くの企業が赤字決算となります。これは、公営企業が他会計からの繰入金に過度に依存する財務構造に陥っている状況を示すもので、各企業において、今後、外部委託の活用など、効率的なサービス供給のあり方を検討し、料金収入を収益の基礎とした自立的、計画的な事業運営を行うことが求められています。

○ 基準外繰入を除いた場合の実質収支の状況

(単位:千円)



○ 繰入額の推移



※基準外繰入(繰出基準)

公営企業は、経費の負担区分の原則 を前提とした独立採算制により運営されており、経費の経費によりすべいており、一般会計等が負担すいても、企業の経営に伴うないとさればならないとさればならないとさいます。この一般会計が負担すべび、設置にのため、繰出おけられまずととでは、設置にのためには、では、対している。とされば、対している。とされている。とされば、経費の表別では、対している。とないな、経費の表別では、対している。とないな、経費の表別では、対している。とないない、経費の原理を表別である。

7 第三セクター等の状況

1. 第三セクター

※本項目は、総務省実施の「第3セクター等の状況に関する調査」に基づくものですが、同調査は 二年に一回の実施となっており、令和2年度は実施されていないため、令和元年度に行われた調査 の結果(平成30年度末の状況)に基づき記載しています。

第三セクターとはどのようなものでしょうか?

第三セクターとは、国や地方公共団体などの公共部門(第一セクター)と民間部門(第二セクター)との共同出資で設立された事業主体を言います。

第三セクターを設置する目的は、①プロジェクトの大規模化に伴う資金不足対策として民間資金 の導入を図る、②地域開発、都市計画などは、公共及び民間双方の部門に関わる包括的な事業であ り、両者が一体となって事業を行うことにより効果が上がることがあります。

第三セクターはどのような事業を行っているのでしょうか?

県内の地方公共団体が全体の25%以上の出資を行っている第三セクターは、平成30年度末で53法人あり、法人分類別に見ると一般社団法人や一般財団法人などの一般社団・財団法人法等_{※1}に基づく法人が23法人、株式会社、特例有限会社の会社法等_{※2}に基づく法人が30法人となっています。

また、業務分類別にみると、農産物加工会社などの農林水産関係の業務を行う法人が24法人と最も多く、次いで観光・レジャー関係(10法人)、商工関係(9法人)の順となっています。

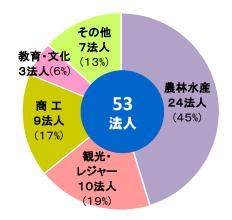
※1 一般社団・財団法人法等・・・一般社団法人及び一般財団法人に関する法律、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係 法律の整備等に関する法律

※2 会社法等…会社法、会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

○ 法人分類ごとの第三セクターの推移



○ 業務分類ごとの第三セクターの設置数



財政講座

土地開発公社や第三セクター等の健全な運営の確保

公会計改革の推進や健全化法の全面施行に伴い、土地開発公社や第三セクター等を含めた連結財務 書類4表や将来負担比率の活用による健全な財政運営を図ることされています。また、平成26年8月 には「第三セクター等の経営健全化等に関する指針」が総務省より示され、各地方公共団体は出資 を行っている法人等に対して、効率化・経営健全化と地域活性化のための有意義な活用の両立に取 り組むことが求められています。

2. 土地開発公社

土地開発公社の経営状況はどうなっているのでしょうか?

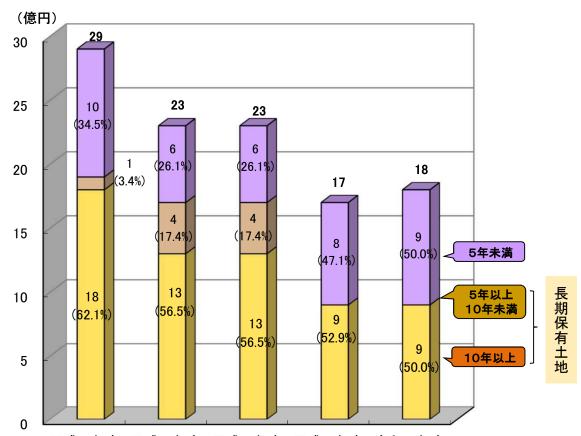
土地開発公社は、「公有地の拡大の推進に関する法律」により、公有地の計画的な取得、拡大 を推進することにより、地域の秩序ある整備と公共の福祉の増進を図るために設立される特別法 人で、県内には令和元年度末で9の公社があり、公共用地の先行取得等の業務を行っています。

土地開発公社は、民間金融機関から自由に資金借入ができることや土地取得手続きが機動的・ 弾力的に行いうること等から積極的に利用されてきました。

しかしながら、近年では地価の下落に伴い再取得価格(公共団体が公社に委託した土地を買い取る価格)が実勢価格より割高になる事例や、5年以上の長期保有土地が公社の所有する土地の約50%に達する等の問題が生じています。

今後は、新たな土地の取得については慎重に検討し、現に保有している土地については事業計画の見直し等を含めて処分の促進に努めるとともに、土地開発公社の在り方について抜本的な検討を行う必要があります。

○ 土地開発公社の保有土地の状況(保有期間別)



平成27年度 平成28年度 平成29年度 平成30年度 令和元年度



土地開発公社の長期保有土地の問題点

土地開発公社は、民間金融機関から資金を調達し用地の取得を行っているので、取得した土地が長期にわたり売却できない場合は、その間借入金の利子を払い続けることになります。この利子相当額は、公共団体から取得の依頼を受けた土地であれば、再取得価格に上乗せし依頼元の団体に請求されます。公社が独自の事業として取得した土地であれば、実勢価格との乖離が公社自身の損失となり、最終的に税金で負担されることになります。このため、特に長期保有土地については、使途を再検討し、早期の処分を積極的に行うなど、早急な対策が必要となります。

8 健全化判断比率等

地方公共団体が破綻したらどうなるの?

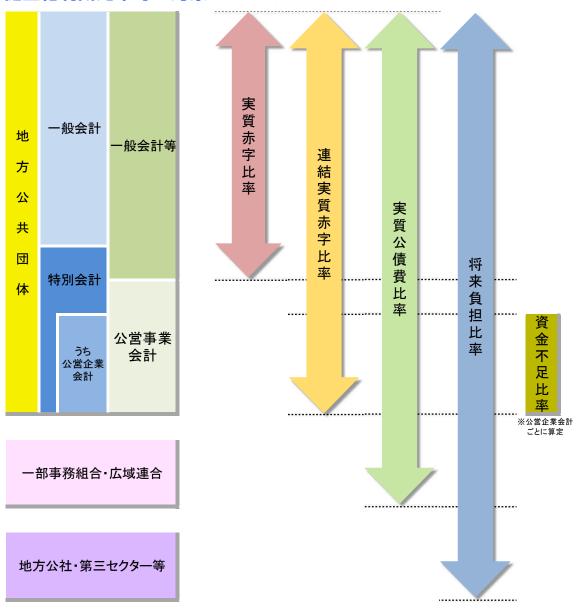
地方公共団体の財政が悪化し、資金繰りができなくなったらどうなるのでしょうか?

これまでは、地方財政再建促進特別措置法により実質収支比率で20%の赤字を超えると財政破綻状態とされ(※市町村の場合)、財政再建計画を策定し、起債の制限や予算編成権に制約を受けながら財政の再建を行わなければなりませんでした。この制度は、普通会計を中心にした収支の指標のみで判断されるもので、公営企業会計に赤字を回し、普通会計を見かけ上黒字にする、いわゆる『赤字隠し』が行われたり、負債(将来の財政負担)の状況は何ら問題にならないなどの課題がありました。

そこで、これまでの制度が約50年ぶりに抜本的に見直され、財政指標の整備とその開示を徹底し、財政の早期健全化及び再生を図るための新たな制度として「地方公共団体の財政の健全化に関する法律(財政健全化法)」が平成19年6月に制定されました。

この制度では、財政破綻を早期に防ぐために早期健全化基準(黄信号)が設けられ、この基準を超えた場合は、「財政健全化計画」の策定などが義務付けられ、自主的な改善努力によって財政の健全化を目指します。さらに財政再生基準(赤信号)を超えた場合は、「財政再生計画」を策定の上、国等の関与によって確実な財政再生を図ることとなります。

○ 健全化判断比率等の対象について



○ 健全化判断比率の算出方法

実質赤字比率 = <u>一般会計等の実質赤字額</u> 標準財政規模

連結実質赤字比率 = 連結実質赤字額標準財政規模

実質公債費比率 - 元利償還金等-特定財源-元利償還金等に係る交付税算入額 (3か年平均) 標準財政規模-元利償還金等に係る交付税算入額

※元利償還金等とは、地方債の元利償還金のほか一般会計から特別会計への繰出金のうち公営企業債の償還の財源に充てたもの等の公債費に準ずるものの合算額です。

将来負担比率

将来負担額-充当可能基金額-特定財源見込額-地方債現在高に係る交付税算入額標準財政規模-元利償還金等に係る交付税算入額

※将来負担額とは、地方債現在高、公営企業債の元金償還に充てる一般会計の繰出見込額や退職手当支給予定額等、一般会計等が将来負担する見込額の合算額です。

資金不足比率 = <u>資金の不足額</u> 事業の規模

※事業の規模とは、営業収益(営業収益に相当する収入の額)から受託工事収益(受託工事収益に相当する収入額)を控除したものです。

○ 各市町村の指標

(単位:%)

+ m+++ A	実質	質赤字比	;率	連結乳	実質赤字	比率	実質	公債費	比率	将来負	担比率		資金不足比率	
市町村名		早期健全化 基準(黄信号)	財政再生 基準(赤信号)		早期健全化 基準(黄信号)	財政再生 基準(赤信号)		早期健全化 基準(黄信号)	財政再生 基準(赤信号)		早期健全化 基準(黄信号)		資金不足が生じている 公営企業会計	経営健全化 基準(赤信号)
大 分 市	-	11. 25	20.00	-	16. 25	30.00	5. 1	25. 0	35.0	36. 1	350.0	-	-	20. 0
別 府 市	-	12. 07	20.00	-	17. 07	30.00	3. 2	25. 0	35. 0	-	350.0	-	-	20. 0
中津市	-	12. 20	20.00	-	17. 20	30.00	6. 1	25. 0	35. 0	39. 9	350.0	-	_	20. 0
日 田 市	-	12. 42	20.00	-	17. 42	30.00	4. 6	25. 0	35. 0	-	350.0	-	-	20. 0
佐 伯 市	1	12. 11	20.00	-	17. 11	30. 00	8. 4	25. 0	35. 0	-	350. 0	-	_	20. 0
臼 杵 市	1	13. 12	20.00	-	18. 12	30. 00	8. 9	25. 0	35. 0	-	350. 0	-	_	20. 0
津久見市	1	14. 66	20.00	-	19. 66	30. 00	11. 6	25. 0	35. 0	32. 0	350. 0	-	_	20. 0
竹 田 市	1	13. 43	20.00	-	18. 43	30. 00	4. 5	25. 0	35. 0	36. 9	350. 0	-	_	20. 0
豊後高田市	1	13. 68	20.00	-	18. 68	30. 00	8. 3	25. 0	35. 0	-	350. 0	-	_	20. 0
杵 築 市	1	13. 27	20.00	-	18. 27	30. 00	10.8	25. 0	35. 0	62. 6	350. 0	-	_	20. 0
宇 佐 市	1	12. 72	20.00	-	17. 72	30. 00	6. 1	25. 0	35. 0	14. 6	350. 0	-	_	20. 0
豊後大野市	-	12. 82	20.00	-	17. 82	30.00	4. 9	25. 0	35. 0	-	350.0	-	-	20. 0
由 布 市	-	13. 25	20.00	-	18. 25	30.00	7. 4	25. 0	35. 0	24. 2	350.0	-	-	20. 0
国 東 市	-	13. 08	20.00	-	18. 08	30.00	7. 4	25. 0	35. 0	-	350.0	-	_	20. 0
姫 島 村	-	15. 00	20.00	-	20.00	30.00	5. 2	25. 0	35. 0	-	350.0	-	_	20. 0
日 出 町	-	14. 39	20.00	-	19. 39	30.00	8. 7	25. 0	35. 0	64. 2	350.0	-	_	20. 0
九 重 町	_	15. 00	20.00	-	20.00	30.00	5. 8	25. 0	35. 0	-	350.0	-	_	20. 0
玖 珠 町	-	15. 00	20.00	-	20.00	30.00	2. 8	25. 0	35. 0	-	350.0	-	_	20. 0
市計	-			-			6. 0			10. 6		-	-	
町村計	-			-			5. 9			-		-	_	
県 計	-			-			6. 0			7. 5		-	-	

※実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合及び実質公債費比率又は将来負担比率が算定されない場合は、「一」表記としています。



標準財政規模

地方公共団体の標準的な状態で通常収入が見込まれる一般財源の規模を示すもので、 標準的な税収入額と普通交付税額及び臨時財政対策債発行可能額を合算したものです。 地方公共団体が通常水準の行政サービスを提供する上で必要な一般財源の目安となる 数値で、財政分析や財政運営の指標算出のためなどによく利用されています。

(財政講座)

個別の市町村の状況

1. 財政状況等一覧表

総合的な財政情報について一覧性をもった開示が求められている中で、一般会計に加え公営企業会計などの特別会計の状況や第三セクター等の経営状況及び財政援助の状況も含め、各市町村の令和元年度決算に基づく総合的な財政状況をまとめたものです。

1 一般会計等の財政状況

地方財政健全化法における処理上の会計である一般会計等を構成する、一般会計と公営事業会計以外の 特別会計の財政状況です。一般会計と公営事業会計以外の特別会計の財政状況については、各会計の決算 数値を、また一般会計等の財政状況については、地方財政健全化法の報告数値となっています。

2 公営企業会計等の財政状況

公営企業会計等には、上水道・下水道・病院等の地域住民の生活に必要なサービスを提供する公営企業会計と国民健康保険・老人保健医療・後期高齢者医療・介護保険等の公営企業に係る特別会計以外の特別会計があります。このうち、地方公営企業法を適用している公営企業会計では、地方公営企業決算状況調査の決算値、その他の特別会計では、各会計の決算数値となっています。

3 関係する一部事務組合等の財政状況

各市町村が加入する一部事務組合、広域連合の財政状況です。一般会計等負担見込額では、当該団体が将来にわたって負担していく見込み額を記載しています。

4 地方公社・第三セクター等の経営状況及び地方公共団体の財政的支援の状況

各市町村が出資等をしている地方公社・第三セクター等の財政状況です。当該団体の出資比率が25%以上、若しくは当該団体から財政支援(補助金、貸付金、損失補償、債務保証)を行っている法人を記載しています。

5 充当可能基金の状況

各市町村に設置されている基金のうち、当該基金を廃止するものと仮定した場合に地方債の償還等に充当が可能な金額を記載しています。

2. 市町村財政比較分析表

(1) 分析の見方

令和元年度の地方財政状況調査等による財政指標を使用しています。各市町村は、人口規模、産業構造 等が異なるため指標を単純に比較しても客観性に欠けるため、全国市町村の類似団体との比較を行ってい ます。

個別指標図 (7つのグラフ) は、各市町村の数値と類似団体の平均値及び最大値・最小値を折れ線グラフの形で示しており、各団体がどの程度にあるか一目でわかるようになっています。

なお、人口一人当たりの決算額については、令和2年1月1日現在の住民基本台帳登載人口に基づいたものです。

(2) 使用している各指標について

ア 財政力指数

市町村の財政力を示す指標で、財政力指数が大きいほど財源に余裕があるといえます。これが1.0を上回ると普通交付税の不交付団体となります。 ※下記計算により得られた数値の、過去3年間の平均値です。

財政力指数 =

基準財政収入額(市町村が標準的な状態において徴収が見込まれる税等収入)

基準財政需要額(市町村が合理的で妥当な水準の行政を行う場合に要する経費)



一部事務組合と広域連合

市町村の区域を越えて、広域で事務処理するときに活用される制度です。ごみ処理、し尿処理、火葬、常備消防などを中心に組織されています。広域連合は一部事務組合と大きな差異はありませんが、権限移譲の受け皿とし施行されており、長や議員を直接選挙で選ぶことができます。県内には臼津広域連合と大分県後期高齢者医療広域連合があります。

イ 経常収支比率

財政構造の弾力性を判断するための指標で、人件費・扶助費・公債費のように毎年度経常的に支出される経費に充当された一般財源の額が、地方税・地方交付税を中心とする毎年度経常的に収入される一般財源及び臨時財政対策債等の合計額に占める割合です。この比率は低ければ低いほど、普通建設事業費等の臨時的経費に充当できる一般財源があり、財政構造が弾力に富んでいることになります。

経常収支比率 = 人件費、扶助費、公債費等に充当した一般財源 × 100 経常一般財源(地方税+普通交付税等)+臨時財政対策債等

ウ 将来負担比率

地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものも含め、地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率のことで、この比率が350%(早期健全化基準)以上となった市町村は、財政の早期健全化を図るため、財政健全化計画を定めなければなりません。

将来負担比率 = 将来負担額一充当可能基金額一特定財源見込額一地方債現在高に係る交付税算入額標準財政規模(臨時財政対策債含む)一元利償還金等に係る交付税算入額

工 実質公債費比率

普通会計等の公債費や公営企業債の元利償還金に対する繰出金などの公債費に準ずるものを含めた実質的な公債費相当額(普通交付税で措置される分は除く)に充当された一般財源の標準財政規模に対する割合の過去3年間の平均値です。この数値が18%を超えると、地方債の発行の際に県知事の許可が必要となります。

実質公債費比率 = 元利償還金等・特定財源・元利償還金等に係る交付税算入額 標準財政規模(臨時財政対策債含む)・元利償還金等に係る交付税算入額

オ ラスパイレス指数

一般行政職職員の給料について、国家公務員を100とした場合の市町村職員の給料水準を示しています。

3. 市町村経常経費分析表

(1) 分析の見方

市町村経常経費分析表では、「2. 市町村財政比較分析表」の各指標のうち経常収支比率について、性質別経費ごとにさらに細かく分析しています。市町村財政比較分析表同様、全国市町村の類似団体との比較を行っており、各市町村の財政構造の弾力化について、改善ポイントが見えてきます。

個別指標図(7つのグラフ)は、各市町村の数値と類似団体の平均値及び最大値・最小値を図示して、 各団体がどの程度にあるか一目でわかるようになっています。併せて指標ごとに数値の時系列データをグ ラフ化しており、行財政改革の効果等を年度別に見ることができます。

(2) 性質別経費について

- ア 人件費 職員や特別職の給与や退職金、議員、各種委員の報酬、共済負担金などです。
- **イ 扶助費** 社会保障制度の一環として、生活困窮者、高齢者、児童、障がい者等に対して行っている様々な支援に対する経費です。
- **ウ 公債費** 過去に借り入れた地方債の返済に要する経費(元金・利子等)及び一時借入金の利子です。
- **エ 物件費** 臨時職員の賃金、旅費、需用費(消耗品費、燃料費、光熱水費、修繕費等)、役務費 (通信運搬費、手数料等)、委託料等の費用です。
- オ 補助費等 各種団体に対する助成金や一部事務組合、広域連合への負担金などが主な経費です。
- カ その他 日常生活に密接な関係があるサービスの提供を行っている公営企業(水道・下水道・病院等)会計、また社会保障制度として運営されている国民健康保険や介護保険等の保険 事業会計などの他会計への繰出金が主な経費です。



y ±

類似団体とは?

人口と産業構造の2要素の組合せによって全国の市町村を分類したもので、大都市、特別区、中核市及び特例市を各1類型、一般市を16類型、町村を15類型に分類しています。類似団体の指標は、各類型の中から大規模な合併、多額の赤字、災害等の特殊事情がなく、また、収益事業収入が著しく多額でないなど標準的な財政運営を行っている団体を抽出したものの平均値となります。

財政講座

財政状況等一覧表 (令和元年度決算)

(単位:百万円)

団体名 大分市

標準税収入額等 普通交付税額 A B		臨時財政対策 債発行可能額C	標準財政規模 A+B+C		
85,166	8,548	5,641	99,355		

1. 一般会計等の財政状況

(注)表示単位未満を四捨五入しているため、内訳と合計が一致しない場合がある

(単位:百万F

会計名	歳入	歳出	形式収支	実質収支	他会計等から の繰入金	地方債現在高	備考
一般会計	182,429	180,096	2,333	1,769	186	168,364	基金から158百万円繰入
土地取得特別会計	470	470	-	-	_	_	
母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計	115	90	25	-	9	_	
大分駅南土地区画整理清算事業特別会計	6	6	_	-	_	_	
一般会計等	183,020	180,662	2,358	1,769		168,364	

※「一般会計等」の数値は、各会計間の繰入・繰出などを控除(純計)したものであることから、各会計間の合計額と一致しない項目がある。

2. 公営企業会計等の財政状況

(単位:百万円)

会計名	総収益 (歳入)	総費用 (歳出)	純損益 (形式収支)	資金剰余額/不足額(実質収支)	他会計等から の繰入金	企業債(地方 債)現在高	左のうち一般会計 等繰入見込額	備考
国民健康保険特別会計	50,022	48,373	1,649	1,649	4,237	_	_	
介護保険特別会計	38,741	38,720	21	21	5,925	_	_	基金から75百万円繰入
後期高齢者医療特別会計	5,443	5,415	28	28	1,080	_	_	
水道事業会計	10,152	7,491	2,661	9,532	755	21,332	853	法適用企業
公共下水道事業会計	11,867	11,867	-	1,166	3,658	79,321	41,961	法適用企業
公設地方卸売市場事業特別会計	551	360	191	151	_	336	-	法非適用企業
農業集落排水事業特別会計	154	154	_	_	124	809	808	法非適用企業
公営企業会計等 計				12,547		101,798	43,622	

- (注) 1. 法適用企業とは、地方公営企業法の全部又は一部を適用する公営企業である。
 - 2. 法適用企業会計以外の特別会計については「総収益」「総費用」「純損益」の欄に、それぞれ「歳入」「歳出」「形式収支」を表示している。
 - 3.「資金剰余額/不足額(実質収支)」は、地方公共団体財政健全化法に基づくものであり、資金不足額がある場合には負数(△~)で表示している。
 - 4. 「左のうち一般会計等繰入見込額」は、企業債(地方債)現在高のうち将来負担比率に算入される部分の金額である。

3. 関係する一部事務組合等の財政状況

(単位:百万円)

一部事務組合等名	総収益 (歳入)	総費用 (歳出)	純損益 (形式収支)	資金剰余額/不足額(実質収支)	他会計等から の繰入金	企業債(地方 債)現在高	左のうち一般会計 等負担見込額	備考
由布大分環境衛生組合	507	464	44	44	_	_	_	
大分果後期高齢者医療広域連合(後期高齢者医療事業会計)	201,496	194,005	7,491	7,491	_	_	_	基金からの繰入なし
大分県後期高齢者医療広域連合(普通会計)	287	165	122	122	75	-	-	基金から75百万円繰入
大分県市町村会館管理組合	74	56	18	18	_	_	_	
一部事務組合等 計				7,675		0	0	

4. 地方公社・第三セクター等の経営状況及び地方公共団体の財政的支援の状況

(単位:百万円)

									(平位:日/11)
地方公社・第三セクター等名	経常損益	純資産又は 正味財産	当該団体から の出資金	当該団体から の補助金	当該団体から の貸付金	当該団体からの 債務保証に 係る債務残高	当該団体からの 損失補償に 係る債務残高	一般会計等 負担見込額	備考
おおいた勤労者サービスセンター	1	251	28	8	_	-	-	_	
大分精算	1	84	7	-	_	-	_	1	
大分水産物精算	△ 3	62	_	-	_	-	_	-	
大分市高崎山管理公社	△ 5	52	30	34	_	-	_	1	
大分県地域成人病検診協会	△ 7	2,001	500	103	_	-	_	1	
大分まちなか倶楽部	2	22	2	5	_	-	-	-	
地方公社・第三セクター等 計			567	150	0	0	0	0	

⁽注) 損益計算書を作成していない社団・財団法人は「経常損益」の欄には当期正味財産増減額を表示している。

5. 充当可能基金の状況

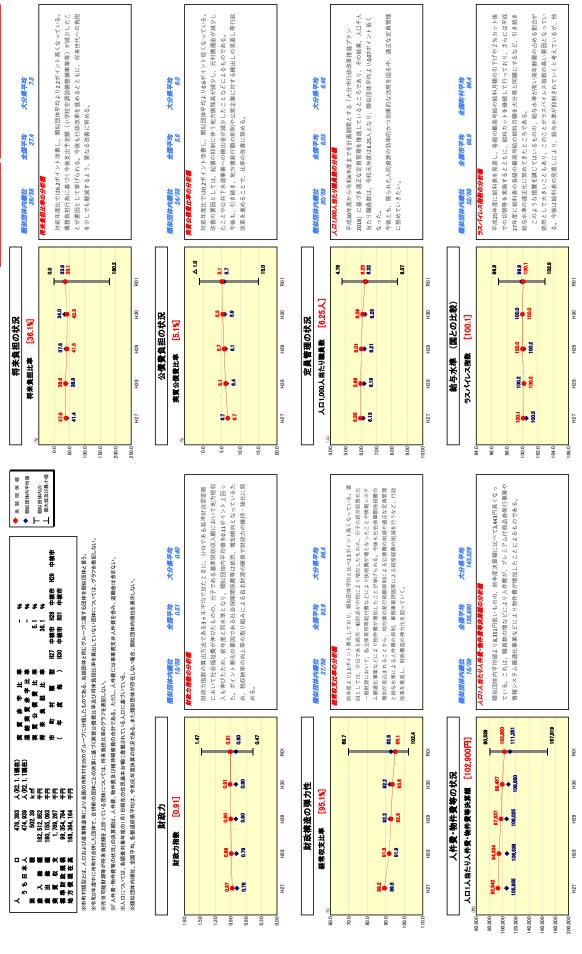
(単位:百万円)

充当可能基金名	平成30年度 決算 A	令和元年度 決算 B	差引 B-A
財政調整基金	6,756	6,757	1
減 債 基 金	4,705	4,706	1
その他充当可能基金	13,912	13,465	△ 447
充当可能基金 計	25,373	24,928	△ 445

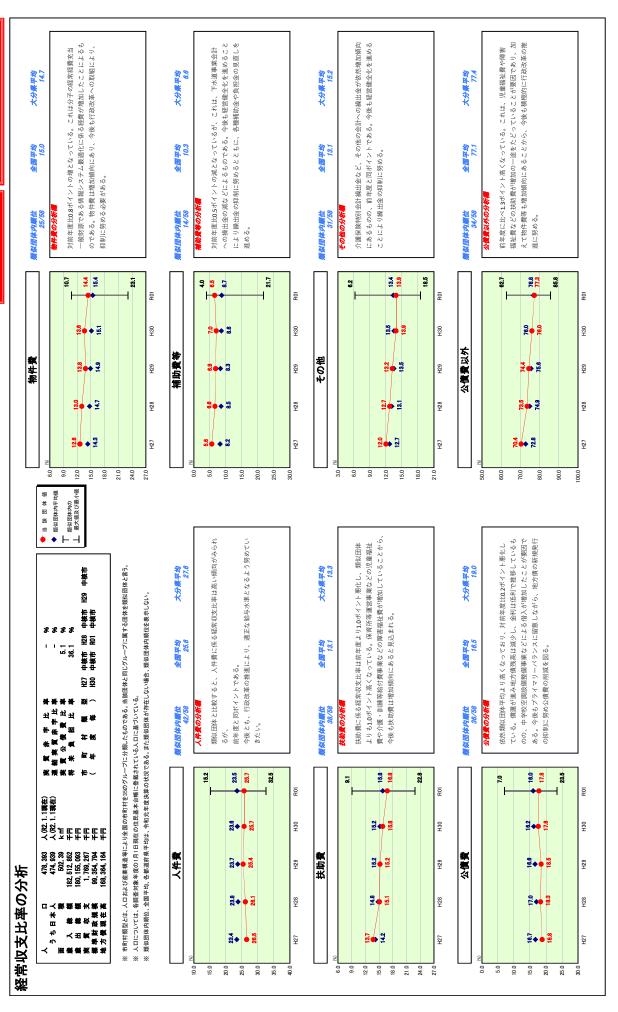
⁽注)「充当可能基金」とは、基金のうち地方債の償還等に充当可能な現金、預金、国債、地方債等の合計額をいい、貸付金及び不動産等を含まない。

令和元年度

市町村財政比較分析表(普通会計決算)



市町村経常経費分析表(普通会計決算)



財政状況等一覧表 (令和元年度決算)

(単位:百万円)

団体名 別府市

1. 一般会計等の財政状況

標準税収入額等	普通交付税額	臨時財政対策	標準財政規模		
A	B	債発行可能額C	A+B+C		
15,135	8,702	1,308			

(注)表示単位未満を四捨五入しているため、内訳と合計が一致しない場合がある

							(単位:白万円)
会計名	歳入	歳出	形式収支	実質収支	他会計等から の繰入金	地方債現在高	備考
一般会計	50,618	49,720	898	695	1,906	34,858	基金から1,906百万円繰入
公共用地先行取得事業特別会計	I	-	I	I	_	-	
一般会計等	50,618	49,720	898	695		34,858	

※「一般会計等」の数値は、各会計間の繰入・繰出などを控除(純計)したものであることから、各会計間の合計額と一致しない項目がある。

2. 公営企業会計等の財政状況

(単位:百万円)

								(羊位:日/川)/
会計名	総収益 (歳入)	総費用 (歳出)	純損益 (形式収支)	資金剰余額/不足額(実質収支)	他会計等から の繰入金	企業債(地方 債)現在高	左のうち一般会計 等繰入見込額	備考
国民健康保険事業特別会計	14,673	14,067	606	606	1,772	_	-	基金から237百万円繰入
介護保険事業特別会計	12,873	12,585	288	288	1,897	-	-	
後期高齢者医療特別会計	1,661	1,654	7	7	407	-	-	
競輪事業特別会計	21,887	21,696	191	191	-	1	-	
水道事業会計	2,334	2,082	252	1,825	13	3,544	11	法適用企業
公共下水道事業特別会計	2,147	1,939	208	-	357	9,544	2,386	法非適用企業・基金から113百万円級人
地方卸売市場事業特別会計	37	37	-	-	5	-	-	法非適用企業
公営企業会計等 計		il = A +== ::	± 13± = 1	2,917		13,088	2,397	

- (注) 1. 法適用企業とは、地方公営企業法の全部又は一部を適用する公営企業である。2. 法適用企業会計以外の特別会計については「総収益」「総費用」「純損益」の欄に、それぞれ「歳入」「歳出」「形式収支」を表示している。3. 「資金剰余額/不足額(実質収支)」は、地方公共団体財政健全化法に基づくものであり、資金不足額がある場合には負数(△~)で表示している。
 - 4. 「左のうち一般会計等繰入見込額」は、企業債(地方債)現在高のうち将来負担比率に算入される部分の金額である。

3. 関係する一部事務組合等の財政状況

(単位:百万円)

一部事務組合等名	総収益 (歳入)	総費用 (歳出)	純損益 (形式収支)	資金剰余額/不足額(実質収支)	他会計等から の繰入金	企業債(地方 債)現在高	左のうち一般会計 等負担見込額	備考
大分県市町村会館管理組合	74	56	18	18	-	-	-	
別杵速見地域広域市町村圏事務組合(一般会計)	1,289	1,289	-	1	-	-	-	
別杆速見地域広域市町村圏事務組合(秋草葬祭場事業特別会計)	881	881	-	-	277	608	382	基金から168百万円繰入
別件適見地域広域市町村圏事務組合(藤ヶ谷清揚センター事業特別会計)	1,241	1,241	-	-	971	3,859	3,022	
別村連見地域広域市町村圏事務組合(介護認定審査会事業特別会計)	27	27	-	1	27	-	-	
別杵速見地域広域市町村圏事務組合(普通会計)	2,164	2,164	-	-	168	4,468	3,404	
大分県交通災害共済組合(交通災害共済事業会計)	25	24	1	1	-	-	-	
大分県後期高齢者医療広域連合(普通会計)	287	165	122	122	75	-	-	基金から75百万円繰入
大分県後期高齢者医療広域連合(後期高齢者医療事業会計)	201,496	194,005	7,491	7,491	-	ı	-	基金からの繰り入れなし
一部事務組合等 計				7,632		4,467	3,404	

4. 地方公社・第三セクター等の経営状況及び地方公共団体の財政的支援の状況

(単位:百万円)

									(羊位:日/川)/
地方公社・第三セクター等名	経常損益	純資産又は 正味財産	当該団体から の出資金	当該団体から の補助金	当該団体から の貸付金	当該団体からの 債務保証に 係る債務残高	当該団体からの 損失補償に 係る債務残高	一般会計等 負担見込額	備考
一般財団法人別府市綜合振興センター	28	155	4	-	-	-	-	_	
一般財団法人大分県東部勤労者福祉サービスセンター	1	50	17	5	-	1	_	1	
株式会社別府扇山ゴルフ場	20	1,115	51	-	-	-	-		
別府市公設市場精算株式会社	△ 2	50	3	-	-	-	-		
別府市産業連携・協働プラットフォームBーbiz LINK	51	32	0	ı	-	ı	_	I	
地方公社・第三セクター等 計			75	5	-	-	-	-	

⁽注) 損益計算書を作成していない社団・財団法人は「経常損益」の欄には当期正味財産増減額を表示している。

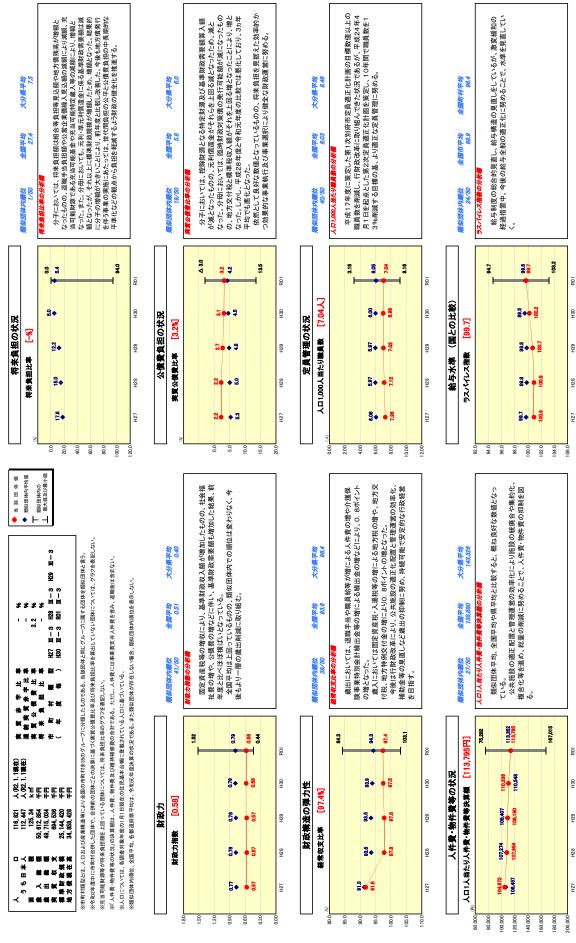
5. 充当可能基金の状況

(単位:百万円)

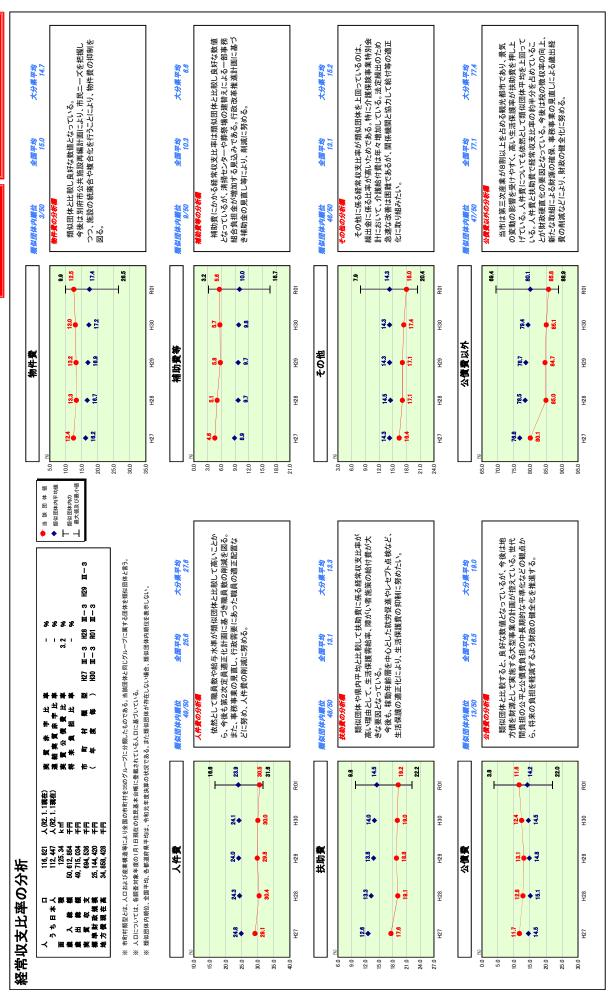
充当可能基金名	平成30年度 決算 A	令和元年度 決算 B	差引 B−A
財政調整基金	7,218	6,437	△ 781
減債基金	967	858	△ 109
その他充当可能基金	7,361	7,696	335
充当可能基金 計	15,546	14,991	△ 555

⁽注)「充当可能基金」とは、基金のうち地方債の償還等に充当可能な現金、預金、国債、地方債等の合計額をいい、貸付金及び不動産等を含まない。

市町村財政比較分析表(普通会計決算)



市町村経常経費分析表(普通会計決算)



財政状況等一覧表 (令和元年度決算)

(単位:百万円)

団体名 中津市

1. 一般会計等の財政状況

			(十日:日751 17
標準税収入額等 A	普通交付税額 B	臨時財政対策 債発行可能額C	標準財政規模 A+B+C
12,708	9,721	988	23,416

(注)表示単位未満を四捨五入しているため、内訳と合計が一致しない場合がある

(単位:百万円)

会計名	歳入	歳出	形式収支	実質収支	他会計等から の繰入金	地方債現在高	備考
一般会計	42,295	40,940	1,355	1,198	2,071	40,594	
ケーブルネットワーク事業特別会計	269	254	15	15	28	156	
一般会計等	42,564	41,194	1,370	1,213		40,750	

※「一般会計等」の数値は、各会計間の繰入・繰出などを控除(純計)したものであることから、各会計間の合計額と一致しない項目がある。

2. 公営企業会計等の財政状況

(単位・古万田)

								(単位:白万円)
会計名	総収益 (歳入)	総費用 (歳出)	純損益 (形式収支)	資金剰余額/不 足額(実質収支)	他会計等から の繰入金	企業債(地方 債)現在高	左のうち一般会計 等繰入見込額	備考
国民健康保険事業特別会計(事業勘定)	9,779	9,165	614	614	806	-	-	
国民健康保険事業特別会計(直診勘定)	191	190	1	1	12	33	2	
介護保険事業特別会計(保険事業勘定)	7,876	7,815	61	61	1,246	-	_	基金から24百万円繰入
介護保険事業特別会計(サービス事業勘定)	17	15	2	2	-	-	_	
後期高齢者医療特別会計	973	969	4	4	278	-	_	
水道事業会計	1,549	1,219	330	1,468	153	5,416	688	法適用企業
下水道事業会計(公共下水道事業)	1,819	1,715	104	151	980	11,403	9,727	法適用企業
下水道事業会計(特定環境保全公共下水道事業)	187	216	△ 29	-	61	950	598	法適用企業
病院事業会計	7,717	7,711	6	3,970	347	3,429	1,344	法適用企業
診療所事業会計	96	93	3	15	25	-	_	法適用企業
農業集落排水事業特別会計	322	302	20	20	222	1,470	1,317	法非適用企業
小規模集合排水事業特別会計	2	2	0	0	0	11	0	法非適用企業
サイクリングターミナル事業特別会計	10	10	ı	-	4	-	-	法非適用企業
公営企業会計等 計				6,307		22,712	13,676	

- (注) 1. 法適用企業とは、地方公営企業法の全部又は一部を適用する公営企業である。

 - 2. 法適用企業会計以外の特別会計については「総収益」「総費用」「純損益」の欄に、それぞれ「歳入」「歳出」「形式収支」を表示している。 3. 「資金剰余額/不足額(実収支)」は、地方公共団体財政健全化法に基づものであり、資金不足額がある場合には負数(△~)で表示している。
 - 4. 「左のうち一般会計等繰入見込額」は、企業債(地方債)現在高のうち将来負担比率に算入される部分の金額である。

3. 関係する一部事務組合等の財政状況

(単位:百万円)

一部事務組合等名	総収益 (歳入)	総費用 (歳出)	純損益 (形式収支)	資金剰余額/不 足額(実質収支)	他会計等から の繰入金	企業債(地方 債)現在高	左のうち一般会計 等負担見込額	備考
大分県交通災害共済組合(交通災害共済事業会計)	25	24	1	1	-	-	-	
大分県市町村会館管理組合	74	56	18	18	-	-	-	
大分県後期高齢者医療広域連合(普通会計)	287	165	122	122	75	-	-	
大分県後期高齢者医療広域連合(後期高齢者医療事業会計)	201,496	194,005	7,491	7,491	-	-	-	
一部事務組合等 計				7,632		0	0	

4. 地方公社・第三セクター等の経営状況及び地方公共団体の財政的支援の状況

(単位:百万円)

地方公社・第三セクター等名	経常損益	純資産又は 正味財産	当該団体から の出資金	当該団体から の補助金	当該団体から の貸付金	当該団体からの 債務保証に 係る債務残高	当該団体からの 損失補償に 係る債務残高	一般会計等 負担見込額	備考
中津市土地開発公社	3	55	5	-	312	532	-	246	
(有)はばたき	2	29	22	-	_	-	-	-	
(有)西谷温泉	△ 2	3	5	-	-	-	-	-	
(社)農業公社やまくに	4	68	14	-	-	-	-	-	
なかつ情報通信開発センター(株)	3	12	1	-	-	-	-	-	
(株)道の駅なかつ	0	9	5	-	-	-	-	-	
(株)農業生産法人やまくに	3	1	1		-	-	-	_	
地方公社・第三セクター等 計			53	-	312	532	-	246	

(注) 損益計算書を作成していない社団・財団法人は「経常損益」の欄には当期正味財産増減額を表示している。

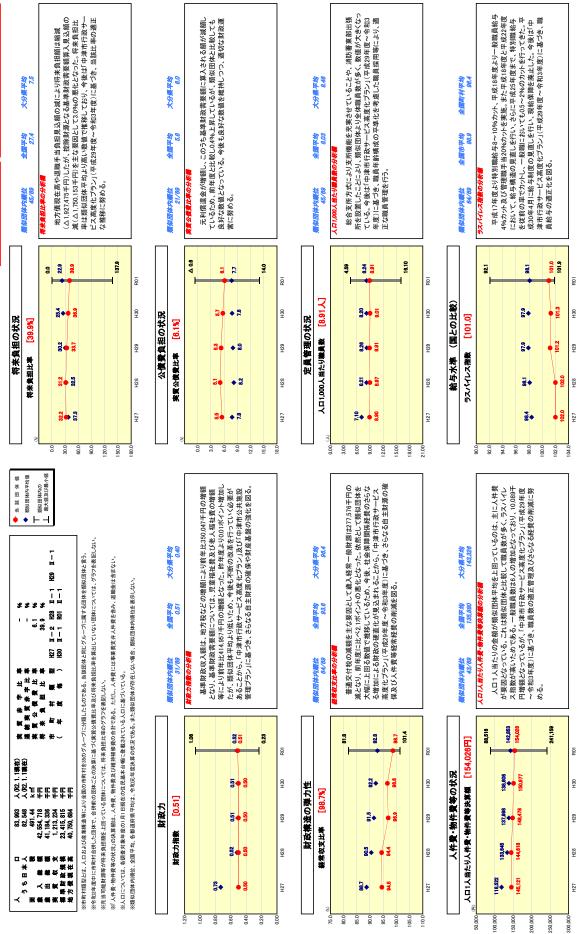
5. 充当可能基金の状況

(単位:百万円)

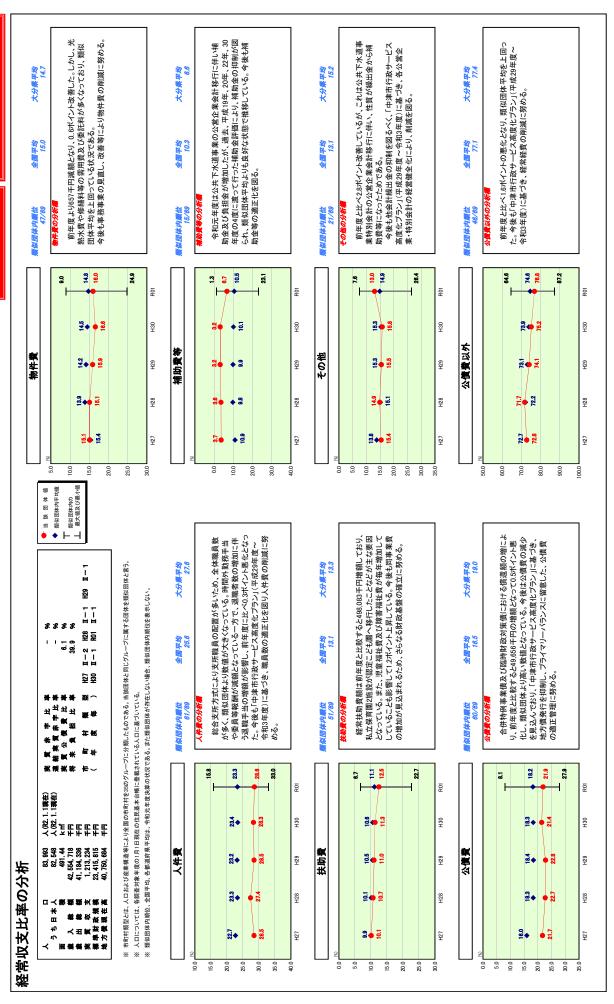
充当可能基金名	平成30年度 決算 A	令和元年度 決算 B	差引 B-A
財政調整基金	3,884	3,495	△ 390
減 債 基 金	1,123	928	△ 195
その他充当可能基金	4,149	4,029	△ 120
充当可能基金 計	9,156	8,451	△ 705

(注)「充当可能基金」とは、基金のうち地方債の償還等に充当可能な現金、預金、国債、地方債等の合計額をいい、貸付金及び不動産等を含まない。

市町村財政比較分析表(普通会計決算)



市町村経常経費分析表(普通会計決算)



財政状況等一覧表 (令和元年度決算)

(単位:百万円)

団体名 日田市

1. 一般会計等の財政状況

標準税収入額等	普通交付税額	臨時財政対策	標準財政規模
A	B	債発行可能額C	A+B+C
9,303	10,748	796	

(注)表示単位未満を四捨五入しているため、内訳と合計が一致しない場合がある

会計名	歳入	歳出	形式収支	実質収支	他会計等から の繰入金	地方債現在高	備考
一般会計	40,879	39,751	1,127	588	2,444	34,873	基金から2,408百万繰入
住宅新築資金等貸付事業特別会計	2	2	1	-	-	1	
給水施設事業特別会計	16	16	0	0	12	28	
診療所事業特別会計	137	137	1	-	68	2	
情報センター事業特別会計	681	681	0	0	349	220	
一般会計等	41,284	40,157	1,128	589		35,124	

※「一般会計等」の数値は、各会計間の繰入・繰出などを控除(純計)したものであることから、各会計間の合計額と一致しない項目がある。

2. 公営企業会計等の財政状況

(単位:百万円)

会計名	総収益 (歳入)	総費用 (歳出)	純損益 (形式収支)	資金剰余額/不 足額(実質収支)	他会計等から の繰入金	企業債(地方 債)現在高	左のうち一般会計 等繰入見込額	備考
国民健康保険特別会計	8,651	8,323	328	328	700	-	-	基金から16百万円繰入
介護保険特別会計	7,052	6,915	137	137	1,027	-	1	
後期高齢者医療特別会計	877	875	2	2	249	-	1	
水道事業会計	886	787	99	1,578	52	3,233	152	法適用企業
下水道事業会計	1,782	1,782	-	374	622	9,473	3,192	法適用企業
簡易水道事業特別会計	502	500	2	2	266	2,160	1,339	法非適用企業 基金から59百万円級人
特定環境保全公共下水道事業特別会計	42	42	0	0	20	164	162	法非適用企業
農業集落排水事業特別会計	206	205	1	1	181	1,852	1,674	法非適用企業 基金から20百万円線入
公営企業会計等 計				2,422		16,882	6,519	

- (注) 1. 法適用企業とは、地方公営企業法の全部又は一部を適用する公営企業である。
 - 2. 法適用企業会計以外の特別会計については「総収益」「総費用」「純損益」の欄に、それぞれ「歳入」「歳出」「形式収支」を表示している。
 - 3.「資金剰余額/不足額(実質収支)」は、地方公共団体財政健全化法に基づくものであり、資金不足額がある場合には負数(△~)で表示している。
 - 4. 「左のうち一般会計等繰入見込額」は、企業債(地方債)現在高のうち将来負担比率に算入される部分の金額である。

3. 関係する一部事務組合等の財政状況

(単位:百万円)

一部事務組合等名	総収益 (歳入)	総費用 (歳出)	純損益 (形式収支)	資金剰余額/不 足額(実質収支)	他会計等から の繰入金	企業債(地方 債)現在高	左のうち一般会計 等負担見込額	備考
大分県交通災害共済組合(交通災害共済事業会計)	25	24	1	1	-	_	-	
大分県市町村会館管理組合	74	56	18	18	-	-	-	
大分県後期高齢者医療広域連合(普通会計)	287	165	122	122	75	I	ı	基金から75百万円繰入
大分界後期高齢者医療広域連合(後期高齢者医療事業会計)	201,496	194,005	7,491	7,491	-	-	-	
日田玖珠広域消防組合	1,211	1,190	20	20	68	544	359	基金から68百万円繰入
一部事務組合等 計				7,652		544	359	

4. 地方公社・第三セクター等の経営状況及び地方公共団体の財政的支援の状況

(単位:百万円)

									(羊位:日2711)
地方公社・第三セクター等名	経常損益	純資産又は 正味財産	当該団体から の出資金	当該団体から の補助金	当該団体から の貸付金	当該団体からの 債務保証に 係る債務残高	当該団体からの 損失補償に 係る債務残高	一般会計等 負担見込額	備考
日田市市民サービス公社	1	49	3	-	-	-	-	-	
日田玖珠地域産業振興センター	15	469	2	1	-	-	-	_	
つえエーピー	17	217	33	-	-	-	-	_	
中津江村地球財団	Δ1	116	49	_	-	_	-	_	
トライ・ウッド	Δ3	586	380	4	-	-	-	_	
かみつえグリーン商事	4	81	10	_	-	-	-	_	
上津江農業公社	Δ1	24	10	_	-	-	-	_	
日田市公民館運営事業団	0	13	6	-	-	-	-	_	
地方公社・第三セクター等 計			493	5	0	0	0	0	

(注) 損益計算書を作成していない社団・財団法人は「経常損益」の欄には当期正味財産増減額を表示している。

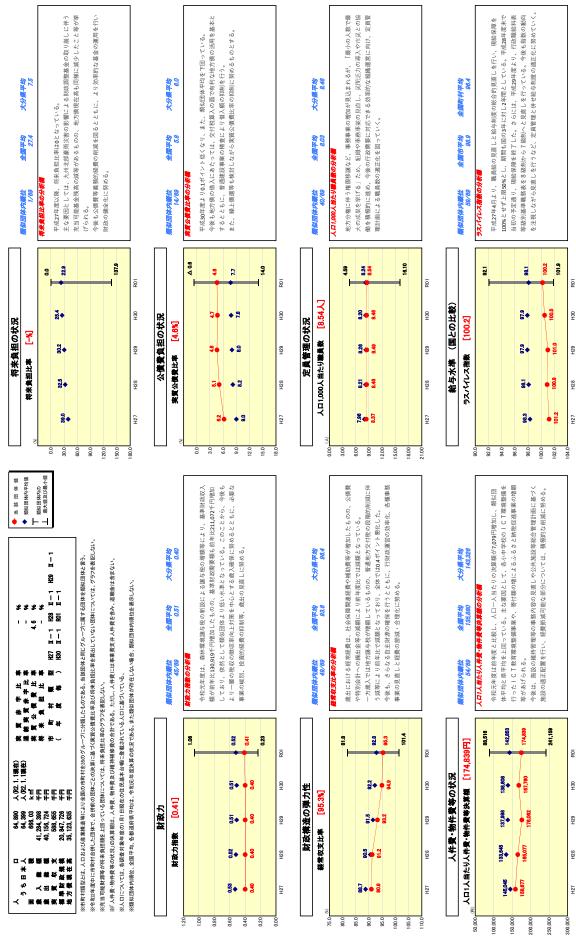
5. 充当可能基金の状況

(単位:百万円)

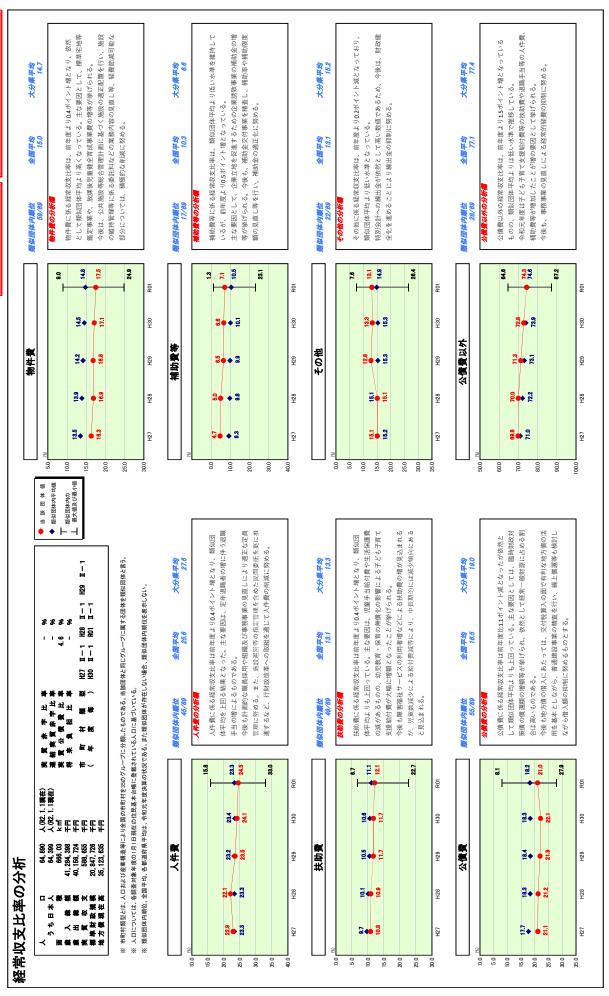
			(単位:日万円)
充当可能基金名	平成30年度 決算 A	令和元年度 決算 B	差引 B-A
	12 12	2121 -	
財 政 調 整 基 金	5,159	4,113	△ 1,046
減 債 基 金	1,961	1,866	△ 95
その他充当可能基金	6,900	6,804	△ 96
充当可能基金 計	14,021	12,783	△ 1,237

(注)「充当可能基金」とは、基金のうち地方債の償還等に充当可能な現金、預金、国債、地方債等の合計額をいい、貸付金及び不動産等を含まない。

令和元年度



市町村経常経費分析表(普通会計決算)



財政状況等一覧表 (令和元年度決算)

(単位:百万円)

団体名 佐伯市

標準税収入額等 標準財政規模 普通交付税額 臨時財政対策 9.010 14,787 781 24.577

1. 一般会計等の財政状況

(注)表示単位未満を四捨五入しているため、内訳と合計が一致しない場合がある

(単位:百万円)

会計名	歳入	歳出	形式収支	実質収支	他会計等から の繰入金	地方債現在高	備考
一般会計	48,661	47,684	977	632	3	48,892	
飲料水供給事業特別会計	12	36	△ 24	-	5	151	
情報ネットワーク施設事業特別会計	706	758	△ 52	-	25	390	
一般会計等	49,379	48,478	901	632		49,433	

※「一般会計等」の数値は、各会計間の繰入・繰出などを控除(純計)したものであることから、各会計間の合計額と一致しない項目がある。

2. 公営企業会計等の財政状況

(単位:百万円)

							1	(単位:日万円)
会計名	総収益 (歳入)	総費用 (歳出)	純損益 (形式収支)	資金剰余額/不 足額(実質収支)	他会計等から の繰入金	企業債(地方 債)現在高	左のうち一般会計 等繰入見込額	備考
国民健康保険特別会計(事業勘定)	9,615	9,609	6	6	968	-	-	
国民健康保険特別会計(直診勘定)	145	145	-	-	64	199	116	
介護保険特別会計	8,671	8,668	3	3	1,414	-	-	
介護予防支援事業特別会計	56	56	-	_	37	-	-	
後期高齢者医療特別会計	1,049	1,046	3	3	338	-	-	
水道事業会計	1,489	1,532	△ 43	143	198	6,289	1,246	法適用企業
公共下水道事業会計	872	872	0	575	556	5,860	3,762	法適用企業
大島航路事業特別会計	71	71	-	-	22	50	14	法非適用企業
地方卸売市場事業特別会計	28	24	4	4	-	7	-	法非適用企業
特定環境保全公共下水道事業特別会計	367	363	4	1	238	1,729	1,675	法非適用企業
農業集落排水事業特別会計	456	451	5	-	292	1,866	1,818	法非適用企業
漁業集落排水事業特別会計	321	317	4	-	208	797	785	法非適用企業
小規模集合排水処理事業特別会計	6	6	_	-	5	41	41	法非適用企業
生活排水処理事業特別会計	56	56	_	-	16	79	75	法非適用企業
公営企業会計等 計				735		16,917	9,531	

- (注) 1. 法適用企業とは、地方公営企業法の全部又は一部を適用する公営企業である。
 2. 法適用企業会計以外の特別会計については「総収益」「総費用」「純損益」の欄に、それぞれ「歳入」「歳出」「形式収支」を表示している。
 3. 「資金剰余額/不足額(実質収支)」は、地方公共団体財政健全化法に基づくものであり、資金不足額がある場合には負数(△~)で表示している。
 4. 「左のうち一般会計等繰入見込額」は、企業債(地方債)現在高のうち将来負担比率に算入される部分の金額である。

3. 関係する一部事務組合等の財政状況

(単位:百万円)

一部事務組合等名	総収益 (歳入)	総費用 (歳出)	純損益 (形式収支)	資金剰余額/不 足額(実質収支)	他会計等から の繰入金	企業債(地方 債)現在高	左のうち一般会計 等負担見込額	備考
大分県消防補償当組合	365	365	1	1	6	-	-	基金から6百万円繰入
大分県交通災害共済組合(交通災害共済事業会計)	25	24	1	1	-	-	_	
大分県市町村会館管理組合	74	56	18	18	-	_	-	
大分県後期高齢者医療広域連合(普通会計)	287	165	122	122	75	-	-	基金から75百万円繰入
大分県後期高齢者医療広域連合(後期高齢者医療事業会計)	201,496	194,005	7,491	7,491	-	-	-	基金からの繰り入れなし
一部事務組合等 計				7,633		0	0	

4. 地方公社・第三セクター等の経営状況及び地方公共団体の財政的支援の状況

(単位:百万円)

地方公社・第三セクター等名	経常損益	純資産又は 正味財産	当該団体から の出資金	当該団体から の補助金	当該団体から の貸付金	当該団体からの 債務保証に 係る債務残高	当該団体からの 損失補償に 係る債務残高	一般会計等 負担見込額	備考
三余館	1	3	3	_			-		
さいき農林公社	Δ7	36	24	10	-	-	-	-	
きらり	Δ 3	3	2	5	-	-	-	-	
まちづくり佐伯	Δ4	16	7	-	-	-	-	-	
0	0	0	0	0	0	0	0	0	
0	0	0	0	0	0	0	0	0	
0	0	0	0	0	0	0	0	0	
0	0	0	0	0	0	0	0	0	
地方公社・第三セクター等 計	_		36	15	0	0	0	0	

(注) 損益計算書を作成していない社団・財団法人は「経常損益」の欄には当期正味財産増減額を表示している。

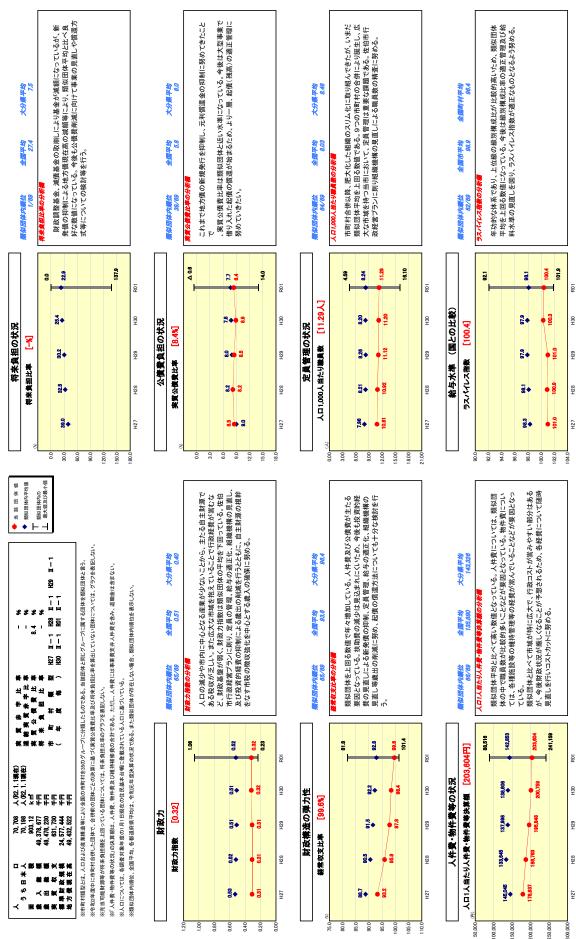
5. 充当可能基金の状況

(単位, 五五田)

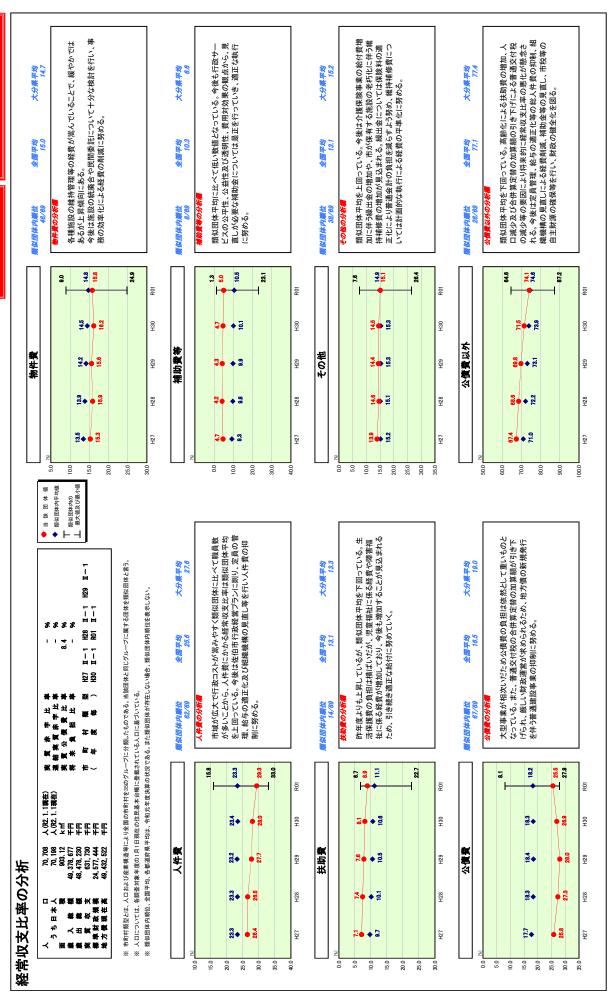
			(単位:日万円)	
充当可能基金名	平成30年度 決算 A	差引 B-A		
財政調整基金	6,304	5,789	△ 515	
減債基金	5,927	4,986	△ 941	
その他充当可能基金	9,575	9,147	△ 428	
充当可能基金 計	21,807	19,922	△ 1,884	

(注)「充当可能基金」とは、基金のうち地方債の償還等に充当可能な現金、預金、国債、地方債等の合計額をいい、貸付金及び不動産等を含まない。

市町村財政比較分析表(普通会計決算)



市町村経常経費分析表(普通会計決算)



財政状況等一覧表 (令和元年度決算)

(単位:百万円)

団体名 臼杵市

標準税収入額等 A	票準税収入額等 普通交付税額 A B		標準財政規模 A+B+C
4,841	6,212	426	11,479

1. 一般会計等の財政状況

(注)表示単位未満を四捨五入しているため、内訳と合計が一致しない場合がある

(単位:百万円)

会計名	歳入	歳出	形式収支	実質収支	他会計等から の繰入金	地方債現在高	備考
一般会計	22,953	22,538	415	366	644	27,186	基金から642百万円繰入
一般会計等	22,953	22,538	415	366		27,186	

^{※「}一般会計等」の数値は、各会計間の繰入・繰出などを控除(純計)したものであることから、各会計間の合計額と一致しない項目がある。

2. 公営企業会計等の財政状況

(単位:百万円)

会計名	総収益 (歳入)	総費用 (歳出)	純損益 (形式収支)	資金剰余額/不足額(実質収支)	他会計等から の繰入金	企業債(地方 債)現在高	左のうち一般会計 等繰入見込額	備考
国民健康保険特別会計	5,777	5,469	308	308	450	_	-	
介護保険特別会計	4,448	4,443	5	5	741	_	-	
後期高齢者医療特別会計	595	593	2	2	166	_	-	
水道事業会計	696	657	40	267	23	3,342	174	法適用企業
簡易水道事業特別会計	78	77	0	0	38	435	371	法非適用企業
公共下水道事業特別会計	1,319	1,301	12	12	435	5,694	4,731	法非適用企業
特定環境保全公共下水道事業特別会計	147	137	10	10	87	707	665	法非適用企業
農業集落排水事業特別会計	123	119	4	4	83	774	774	法非適用企業
漁業集落排水事業特別会計	10	8	2	2	9	55	55	法非適用企業
浄化槽整備推進事業特別会計	10	10	0	0	4	40	40	法非適用企業
臼杵石仏特別会計	46	42	4	4	-	-	-	法非適用企業
公営企業会計等 計				615		11,045	6,810	

- (注) 1. 法適用企業とは、地方公営企業法の全部又は一部を適用する公営企業である。
 - 2. 法適用企業会計以外の特別会計については「総収益」「総費用」「純損益」の欄に、それぞれ「歳入」「歳出」「形式収支」を表示している。
 - 3.「資金剰余額/不足額(実質収支)」は、地方公共団体財政健全化法に基づくものであり、資金不足額がある場合には負数(△~)で表示している。
 - 4. 「左のうち一般会計等繰入見込額」は、企業債(地方債)現在高のうち将来負担比率に算入される部分の金額である。

3. 関係する一部事務組合等の財政状況

(単位:百万円)

一部事務組合等名	総収益 (歳入)	総費用 (歳出)	純損益 (形式収支)	資金剰余額/不足額(実質収支)	他会計等から の繰入金	企業債(地方 債)現在高	左のうち一般会計 等負担見込額	備考
臼津広域連合	130	125	6	6	-	47	47	
大分県交通災害共済組合(交通災害共済事業会計)	25	24	1	1	-	1	1	
大分県市町村会館管理組合	74	56	18	18	-	1	1	
大分県後期高齢者医療広域連合(普通会計)	287	165	122	122	75	1	1	基金から75百万円繰入
大分県後期高齢者医療広域連合(後期高齢者医療事業会計)	201,496	194,005	7,491	7,491	-	ı	ı	基金からの繰入なし
一部事務組合等 計				7,638		47	47	

4. 地方公社・第三セクター等の経営状況及び地方公共団体の財政的支援の状況

(単位:百万円)

地方公社・第三セクター等名	経常損益	純資産又は 正味財産	当該団体から の出資金	当該団体から の補助金	当該団体から の貸付金	当該団体からの 債務保証に 係る債務残高	当該団体からの 損失補償に 係る債務残高	一般会計等 負担見込額	備考
臼杵市環境保全型農林振興公社	2	43	19	16	-	-	-	-	
地方公社・第三セクター等 計			19	16	-	-	-	-	

⁽注) 損益計算書を作成していない社団・財団法人は「経常損益」の欄には当期正味財産増減額を表示している。

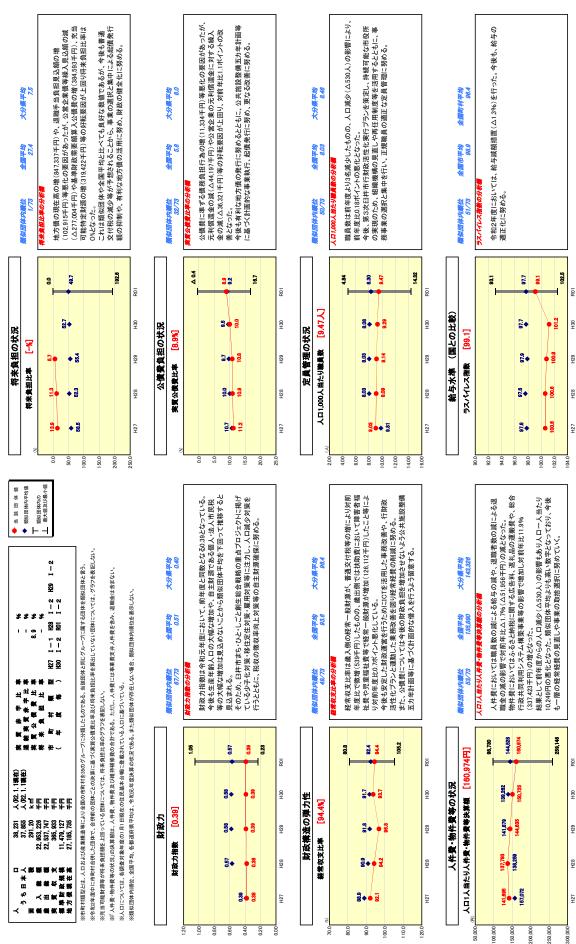
5. 充当可能基金の状況

(単位:百万円)

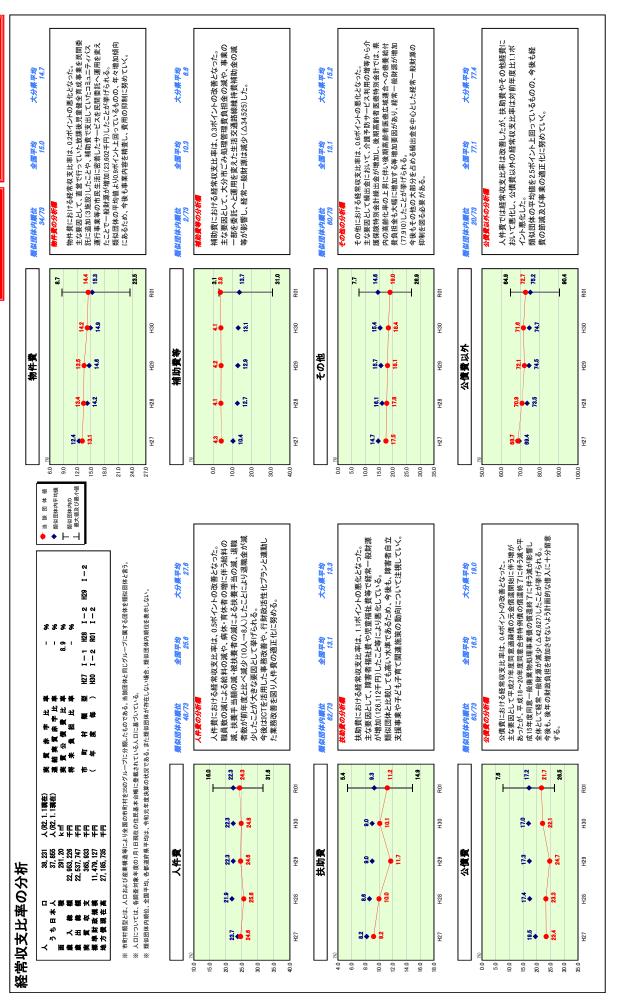
			(十四:日711)
充当可能基金名	平成30年度 決算 A	令和元年度 決算 B	差引 B-A
財政調整基金	3,031	3,037	5
減 債 基 金	702	702	0
その他充当可能基金	6,053	6,026	△ 27
充 当 可 能 基 金 計	9,786	9,764	△ 22

⁽注)「充当可能基金」とは、基金のうち地方債の償還等に充当可能な現金、預金、国債、地方債等の合計額をいい、貸付金及び不動産等を含まない。

市町村財政比較分析表(普通会計決算)



市町村経常経費分析表(普通会計決算)



財政状況等一覧表 (令和元年度決算)

(単位:百万円)

団体名 津久見市

標準税収入額等 普通交付税額 臨時財政対策 標準財政規模 2,538 2,800 232

1. 一般会計等の財政状況

(注)表示単位未満を四捨五入しているため、内訳と合計が一致しない場合がある

							(単位:日万円)
会計名	歳入	歳出	形式収支	実質収支	他会計等から の繰入金	地方債現在高	備考
一般会計	10,459	10,194	265	252	287	10,987	
奨学資金事業特別会計	11	11	0	-	1	0	
津久見都市計画土地区画整理事業特別会計	78	78	0	0	77	165	
一般会計等	10,466	10,201	265	252		11,151	

※「一般会計等」の数値は、各会計間の繰入・繰出などを控除(純計)したものであることから、各会計間の合計額と一致しない項目がある。

2. 公営企業会計等の財政状況

(単位:百万円)

会計名	総収益 (歳入)	総費用 (歳出)	純損益 (形式収支)	資金剰余額/不 足額(実質収支)	他会計等から の繰入金	企業債(地方 債)現在高	左のうち一般会計 等繰入見込額	備考
国民健康保険事業特別会計	2,346	2,300	46	46	229	-	_	
介護保険事業特別会計	2,875	2,831	44	44	439	-	_	
後期高齢者医療特別会計	302	301	0	0	89	-	-	
津久見市水道事業会計	333	279	55	924	13	467	101	法適用企業
簡易水道布設事業特別会計	50	50	0	0	28	186	146	法非適用企業
公共下水道事業特別会計	853	840	12	1	337	2,804	2,467	法非適用企業
公営企業会計等 計				1,017		3,456	2,715	

- (注) 1. 法適用企業とは、地方公営企業法の全部又は一部を適用する公営企業である。
 2. 法適用企業会計以外の特別会計については「総収益」「総費用」「純損益」の欄に、それぞれ「歳入」「歳出」「形式収支」を表示している。
 - 3.「資金剰余額/不足額(実質収支)」は、地方公共団体財政健全化法に基づくものであり、資金不足額がある場合には負数(△~)で表示している。
 - 4. 「左のうち一般会計等繰入見込額」は、企業債(地方債)現在高のうち将来負担比率に算入される部分の金額である。

3. 関係する一部事務組合等の財政状況

(単位:百万円)

一部事務組合等名	総収益 (歳入)	総費用 (歳出)	純損益 (形式収支)	資金剰余額/不 足額(実質収支)	他会計等から の繰入金	企業債(地方 債)現在高	左のうち一般会計 等負担見込額	備考
大分県市町村会館管理組合	74	56	18	18	_	-	0	
臼津広域連合	130	125	6	6	-	47	0	
大分県後期高齢者医療広域連合(普通会計)	287	165	122	122	75	-	0	基金から75百万円繰入
大分県後期高齢者医療広域連合(後期高齢者医療事業会計)	201,496	194,005	7,491	7,491	-	-	0	基金からの繰り入れなし
一部事務組合等 計				7,637		47	0	

4. 地方公社・第三セクター等の経営状況及び地方公共団体の財政的支援の状況

									(単位:白万円)
地方公社・第三セクター等名	経常損益	純資産又は 正味財産	当該団体から の出資金	当該団体から の補助金	当該団体から の貸付金	当該団体からの 債務保証に 係る債務残高	当該団体からの 損失補償に 係る債務残高	一般会計等 負担見込額	備考
津久見市土地開発公社	3	84	5	-	-	_	-	-	
地方公社・第三セクター等 計			5	0	0	0	0	0	

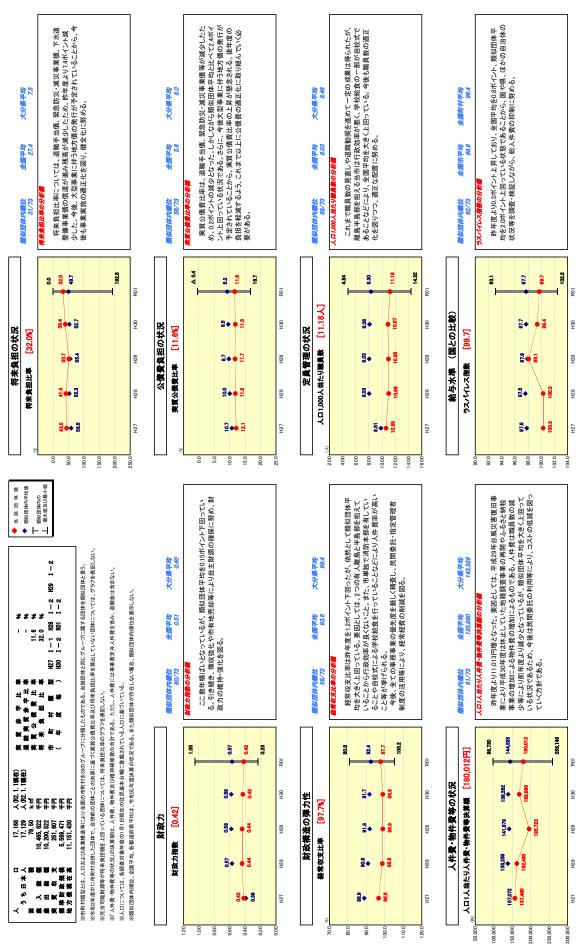
⁽注) 損益計算書を作成していない社団・財団法人は「経常損益」の欄には当期正味財産増減額を表示している。

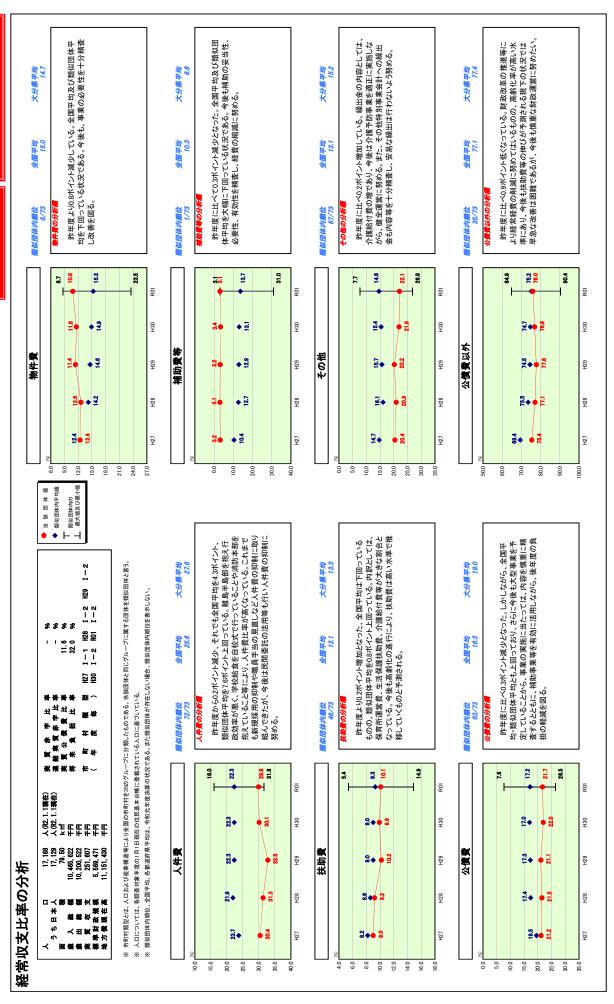
5. 充当可能基金の状況

(単位:百万円)

充当可能基金名	平成30年度 決算 A	令和元年度 決算 B	差引 B-A
財政調整基金	1,049	951	△ 98
減 債 基 金	387	388	0
その他充当可能基金	2,337	2,364	28
充当可能基金 計	3,773	3,703	△ 69

(注)「充当可能基金」とは、基金のうち地方債の償還等に充当可能な現金、預金、国債、地方債等の合計額をいい、貸付金及び不動産等を含まない。





(単位:百万円)

団体名 竹田市

標準税収入額等	普通交付税額	臨時財政対策	標準財政規模	
A	B	債発行可能額C	A+B+C	
2,684	6,490	273		

1. 一般会計等の財政状況

(注)表示単位未満を四捨五入しているため、内訳と合計が一致しない場合がある

(単位:百万円)

会計名	歳入	歳出	形式収支	実質収支	他会計等から の繰入金	地方債現在高	備考
一般会計	20,550	19,773	777	564	1,028	16,818	
市立こども診療所特別会計	78	78	0	0	11	-	
長湯温泉療養文化館特別会計	48	48	0	0	0	_	
一般会計等	20,665	19,888	777	564		16,818	

※「一般会計等」の数値は、各会計間の繰入・繰出などを控除(純計)したものであることから、各会計間の合計額と一致しない項目がある。

2. 公営企業会計等の財政状況

(単位:百万円)

会計名	総収益 (歳入)	総費用 (歳出)	純損益 (形式収支)	資金剰余額/不足額(実質収支)	他会計等から の繰入金	企業債(地方 債)現在高	左のうち一般会計 等繰入見込額	備考
国民健康保険特別会計	3,346	3,275	71	71	204	-	-	
後期高齢者医療特別会計	377	376	1	1	126	_	_	
介護保険特別会計	3,464	3,426	38	38	480	_	_	
水道事業会計	158	146	12	317	14	241	155	法適用企業
簡易水道事業特別会計	213	213	0	0	88	641	395	法非適用企業
農業集落排水事業特別会計	90	90	0	0	63	297	297	法非適用企業
浄化槽整備推進事業特別会計	199	199	0	0	61	344	301	法非適用企業
国民宿舎久住高原荘事業特別会計	246	246	0	0	42	_	_	法非適用企業
公営企業会計等 計				428		1,523	1,148	

- (注) 1. 法適用企業とは、地方公営企業法の全部又は一部を適用する公営企業である。
 - 2. 法適用企業会計以外の特別会計については「総収益」「総費用」「純損益」の欄に、それぞれ「歳入」「歳出」「形式収支」を表示している。
 - 3.「資金剰余額/不足額(実質収支)」は、地方公共団体財政健全化法に基づくものであり、資金不足額がある場合には負数(△~)で表示している。
 - 4. 「左のうち一般会計等繰入見込額」は、企業債(地方債)現在高のうち将来負担比率に算入される部分の金額である。

3. 関係する一部事務組合等の財政状況

(単位:百万円)

一部事務組合等名	総収益 (歳入)	総費用 (歳出)	純損益 (形式収支)	資金剰余額/不足額(実質収支)	他会計等から の繰入金	企業債(地方 債)現在高	左のうち一般会計 等負担見込額	備考
大分県消防等補償組合	365	365	1	1	6	-	-	基金から6百万円繰入
大分県交通災害共済組合(交通災害共済事業会計)	25	24	1	1	_	-	_	
大分県市町村会館管理組合	74	56	18	18	-	-	-	
大分県後期高齢者広域連合(普通会計)	287	165	122	122	75	1	_	基金から75百万円繰入
大分県後期高齢者広域連合(後期高齢者医療事業会計)	201,496	194,005	7,491	7,491	-	1	_	基金からの繰り入れなし
一部事務組合等 計				7,633		0	0	

4. 地方公社・第三セクター等の経営状況及び地方公共団体の財政的支援の状況

(単位:百万円)

地方公社・第三セクター等名	経常損益	純資産又は 正味財産	当該団体から の出資金	当該団体から の補助金	当該団体から の貸付金	当該団体からの 債務保証に 係る債務残高	当該団体からの 損失補償に 係る債務残高	一般会計等 負担見込額	備考
竹田市土地開発公社	△ 5	312	5	1	-	1	-	-	
荻町まちおこし(有)	△ 9	△ 23	30	-	_	-	_	-	
(一財)久住やすらぎ観光公社	0	9	10	-	_	-	_	-	
(一社)農村商社わかば	Δ1	45	30	-	_	-	_	-	
まちづくりたけた(株)	1	50	30	1	_	1	_	-	
(公社)大分県農業農村振興公社	△ 144	2,614	24	10	_	1	-	_	県所管第3セクター
地方公社・第三セクター等 計			129	10	0	0	0	0	

⁽注) 損益計算書を作成していない社団・財団法人は「経常損益」の欄には当期正味財産増減額を表示している。

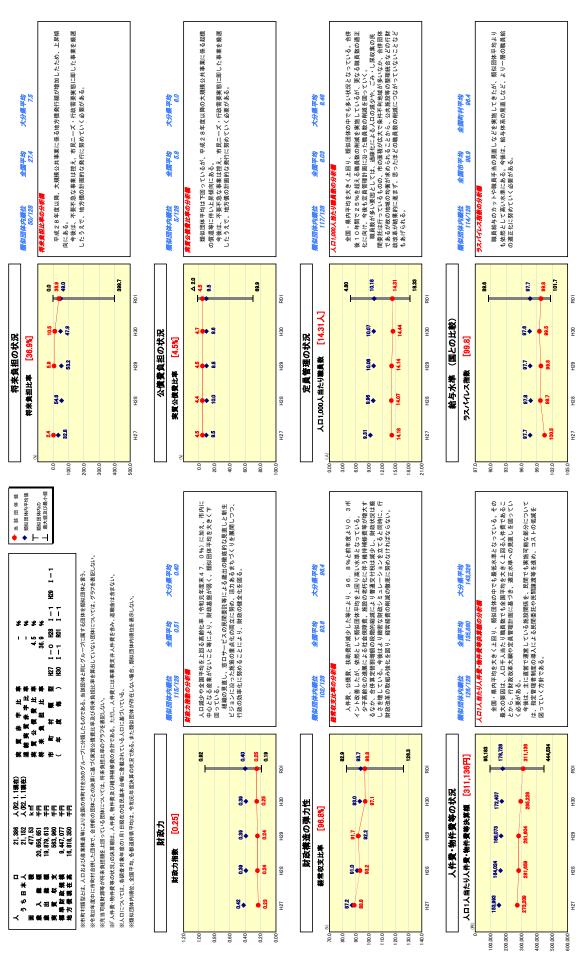
5. 充当可能基金の状況

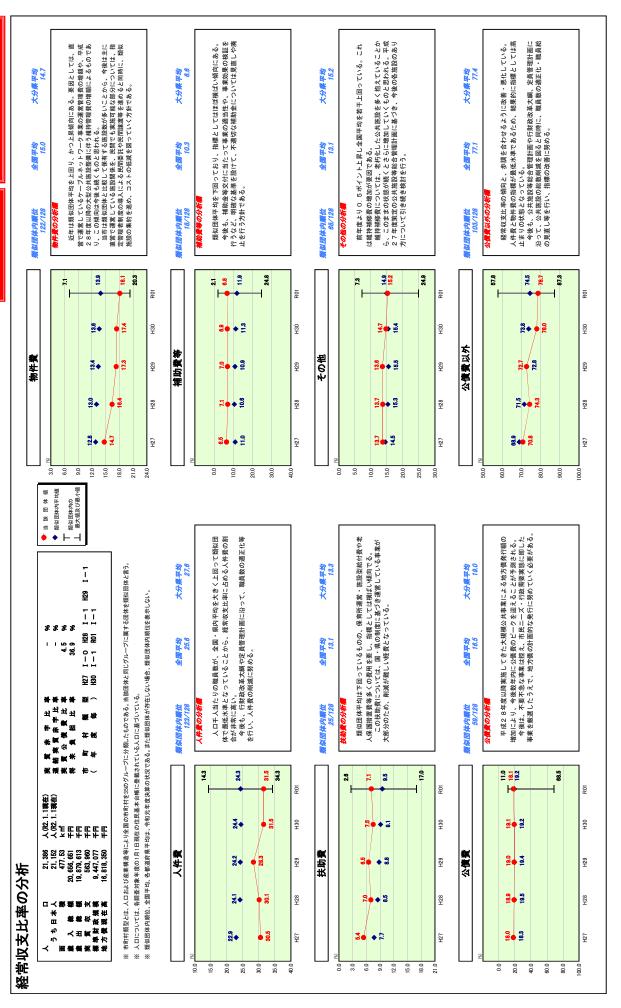
(単位:百万円)

充当可能基金名	平成30年度 決算 A	令和元年度 決算 B	差引 B−A
財政調整基金	3,187	3,461	273
減債基金	769	522	△ 247
その他充当可能基金	3,336	1,789	△ 1,547
充当可能基金 計	7,292	5,771	△ 1,521

⁽注)「充当可能基金」とは、基金のうち地方債の償還等に充当可能な現金、預金、国債、地方債等の合計額をいい、貸付金及び不動産等を含まない。

令和元年度





(単位:百万円)

団体名 豊後高田市

標準税収入額等	普通交付税額	臨時財政対策	標準財政規模	
A	B	債発行可能額C	A+B+C	
2,909	5,111	262		

1. 一般会計等の財政状況

(注)表示単位未満を四捨五入しているため、内訳と合計が一致しない場合がある

(単位:百万円)

会計名	歳入	歳出	形式収支	実質収支	他会計等から の繰入金	地方債現在高	備考
一般会計	16,534	16,407	127	123	1,955	15,200	
ケーブルネットワーク事業特別会計	1,009	1,009	-	-	825	518	
一般会計等	16,719	16,591	127	123		15,718	

※「一般会計等」の数値は、各会計間の繰入・繰出などを控除(純計)したものであることから、各会計間の合計額と一致しない項目がある。

2. 公営企業会計等の財政状況

(単位:百万円)

会計名	総収益 (歳入)	総費用 (歳出)	純損益 (形式収支)	資金剰余額/不足額(実質収支)	他会計等から の繰入金	企業債(地方 債)現在高	左のうち一般会計 等繰入見込額	備考
国民健康保険特別会計	3,165	3,165		-	344	-	-	
介護保険特別会計	2,723	2,699	24	24	450	-	_	
後期高齢者医療特別会計	328	328	0	0	117	-	_	
水道事業会計	286	265	22	275	40	975	258	法適用企業
公共下水道事業特別会計	758	716	42	42	303	3,247	2,624	法非適用企業
特定環境保全公共下水道事業特別会計	207	206	1	1	96	1,015	911	法非適用企業
農業集落排水事業特別会計	35	30	5	5	27	157	143	法非適用企業
漁業集落排水事業特別会計	11	10	1	2	11	22	22	法非適用企業
公営企業会計等 計				350		5,416	3,958	

- (注) 1. 法適用企業とは、地方公営企業法の全部又は一部を適用する公営企業である。
 - 2. 法適用企業会計以外の特別会計については「総収益」「総費用」「純損益」の欄に、それぞれ「歳入」「歳出」「形式収支」を表示している。
 - 3.「資金剰余額/不足額(実質収支)」は、地方公共団体財政健全化法に基づくものであり、資金不足額がある場合には負数(△~)で表示している。
 - 4. 「左のうち一般会計等繰入見込額」は、企業債(地方債)現在高のうち将来負担比率に算入される部分の金額である。

3. 関係する一部事務組合等の財政状況

(単位:百万円)

一部事務組合等名	総収益 (歳入)	総費用 (歳出)	純損益 (形式収支)	資金剰余額/不足額(実質収支)	他会計等から の繰入金	企業債(地方 債)現在高	左のうち一般会計 等負担見込額	備考
大分県交通災害共済組合(交通共済事業会計)	25	24	1	1	-	_	_	
大分県市町村会館管理組合	74	56	18	18	_	_	_	
大分県後期高齢者医療広域連合(普通会計)	287	165	122	122	75	_	_	
大分県後期高齢者医療広域連合(後期高齢者医療事業会計)	201,496	194,005	7,491	7,491	-	_	_	
宇佐·高田·国東広域事務組合	83	64	18	18	8	_	_	
一部事務組合等 計				7,650		-	_	

4. 地方公社・第三セクター等の経営状況及び地方公共団体の財政的支援の状況

(単位:百万円)

									(単位:日万円)
地方公社・第三セクター等名	経常損益	純資産又は 正味財産	当該団体から の出資金	当該団体から の補助金	当該団体から の貸付金	当該団体からの 債務保証に 係る債務残高	当該団体からの 損失補償に 係る債務残高	一般会計等 負担見込額	備考
豊後高田市土地開発公社	0	107	2	-	74	-	-	-	
スパランド真玉	0	6	80	-	-	-	_	-	
豊後高田市観光まちづくり	1	103	70	-	-	-	_	-	
大分県農業農村振興公社	△ 144	2,614	13	1	_	1	_	1	県所管第3セクター
地方公社・第三セクター等 計			165	1	74	-	-	-	

⁽注) 損益計算書を作成していない社団・財団法人は「経常損益」の欄には当期正味財産増減額を表示している。

5. 充当可能基金の状況

(単位:百万円)

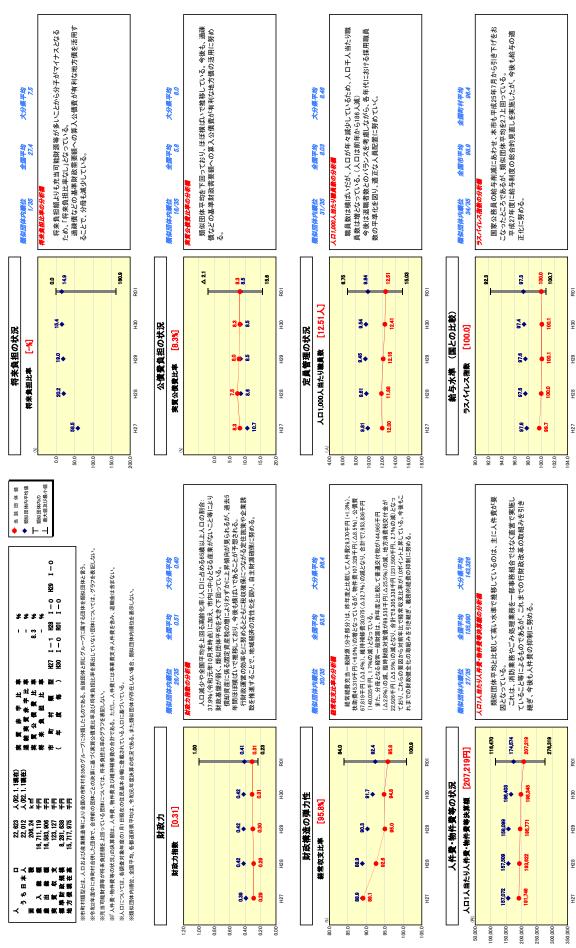
充当可能基金名	平成30年度 決算 A	令和元年度 決算 B	差引 B-A
財政調整基金	2,857	2,904	47
減 債 基 金	2,026	704	△ 1,322
その他充当可能基金	5,712	5,403	△ 309
充当可能基金 計	10,595	9,012	△ 1,584

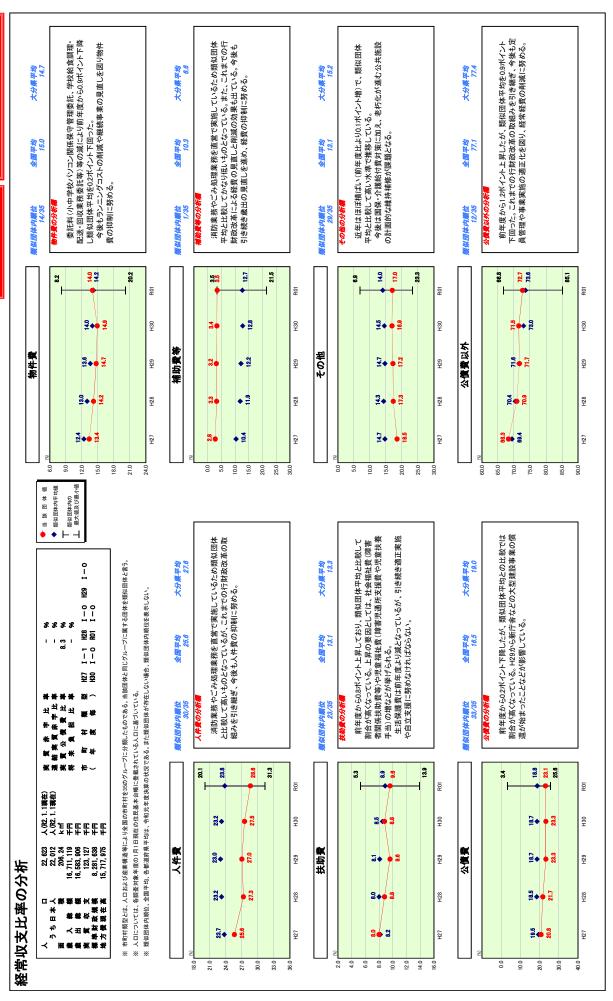
(注)「充当可能基金」とは、基金のうち地方債の償還等に充当可能な現金、預金、国債、地方債等の合計額をいい、貸付金及び不動産等を含まない。

市町村財政比較分析表(普通会計決算)

大分県豊後高田市

令和元年度





(単位:百万円)

団体名 杵築市

標準税収入額等 普通交付税		臨時財政対策	標準財政規模
A B		債発行可能額C	A+B+C
3,970	6,069	364	

1. 一般会計等の財政状況

(注)表示単位未満を四捨五入しているため、内訳と合計が一致しない場合がある

(単位:百万円)

会計名	歳入	歳出	形式収支	実質収支	他会計等から の繰入金	地方債現在高	備考
一般会計	22,586	21,929	657	465	1,530	23,995	基金から1,530百万円繰入
ケーブルテレビ事業特別会計	870	906	△ 36	21	75	731	基金から39百万円繰入
一般会計等	23,456	22,835	621	486		24,726	

※「一般会計等」の数値は、各会計間の繰入・繰出などを控除(純計)したものであることから、各会計間の合計額と一致しない項目がある。

2. 公営企業会計等の財政状況

(単位:百万円)

会計名	総収益 (歳入)	総費用 (歳出)	純損益 (形式収支)	資金剰余額/不 足額(実質収支)	他会計等から の繰入金	企業債(地方 債)現在高	左のうち一般会計 等繰入見込額	備考
国民健康保険特別会計	3,993	3,905	88	88	345	-	-	
介護保険特別会計	3,926	3,863	63	63	-	-	-	
地域包括支援センター事業特別会計	30	30	_	-	-	-	-	
後期高齢者医療特別会計	398	397	0	0	131	-	-	
水道事業会計	397	374	23	447	21	1,249	107	法適用企業
工業用水道事業会計	21	13	8	15	_	111	-	法適用企業
山香病院事業会計	2,858	2,783	75	1,168	259	885	316	法適用企業
簡易水道事業特別会計	152	78	74	66	76	483	460	法非適用企業
農業集落排水事業特別会計	188	81	6	22	160	1,035	1,031	法非適用企業
公共下水道事業特別会計	287	135	6	6	289	4,044	3,418	法非適用企業
特定環境保全公共下水道事業特別会計	145	55	14	3	119	1,324	1,268	法非適用企業
公営企業会計等 計				1,878		9,131	6,600	

- (注) 1. 法適用企業とは、地方公営企業法の全部又は一部を適用する公営企業である。
 - 2. 法適用企業会計以外の特別会計については「総収益」「総費用」「純損益」の欄に、それぞれ「歳入」「歳出」「形式収支」を表示している。
 - 3.「資金剰余額/不足額(実質収支)」は、地方公共団体財政健全化法に基づくものであり、資金不足額がある場合には負数(△~)で表示している。
 - 4. 「左のうち一般会計等繰入見込額」は、企業債(地方債)現在高のうち将来負担比率に算入される部分の金額である。

3. 関係する一部事務組合等の財政状況

(単位:百万円)

一部事務組合等名 総収益 総費用 (歳入) (歳出) (純損益 (形式収支)	資金剰余額/不 足額(実質収支)	他会計等から の繰入金	企業債(地方 債)現在高	左のうち一般会計 等負担見込額	備考	
杵築速見環境浄化組合	264	258	5	5	_	208	86	
別杵速見地域広域市町村圏事務組合(一般会計)	1,289	1,289	-	-	_	-	_	
別杵速見地域広域市町村圏事務組合(秋草葬斎場事業特別会計)	881	881	-	-	277	608	131	基金から168百万円繰入
別件連見地域広域市町村圏事務組合(藤ヶ谷清掃センター事業特別会計)	1,241	1,241	_	-	971	3,859	459	
別村連見地域広域市町村圏事務組合(介護認定審査会事業特別会計)	27	27	-	-	27	-	-	
別杵速見地域広域市町村圏事務組合(普通会計)	2,164	2,164	-	-	168	4,468	-	
杵築速見消防組合	1,084	1,048	36	36	24	658	373	
大分県市町村会館管理組合	74	56	18	18	_	-	_	
大分県後期高齢者医療広域連合(普通会計)	287	165	122	122	75	-	-	
大分県後期高齢者医療広域連合(後期高齢者医療事業特別会計)	201,496	194,005	7,491	7,491	_	-	_	
大分県交通災害共済組合(交通災害共済事業会計)	25	24	1	1	_	-	_	
一部事務組合等 計				7,673		9,801	1,049	

4. 地方公社・第三セクター等の経営状況及び地方公共団体の財政的支援の状況

(単位:百万円)

地方公社・第三セクター等名	経常損益	純資産又は 正味財産	当該団体から の出資金	当該団体から の補助金	当該団体から の貸付金	当該団体からの 債務保証に 係る債務残高	当該団体からの 損失補償に 係る債務残高	一般会計等 負担見込額	備考
杵築市総合振興センター	4	35	3	-	_	-	-	-	
杵築市地域活性化センター	5	203	18	16	_	-	-	-	
きっとすき	10	15	3	-	_	-	-	-	
大分県農業農村振興公社	△ 144	2,614	16	1	_	I	-	I	県所管第三セクター
地方公社・第三セクター等 計			40	17	0	0	0	0	

⁽注) 損益計算書を作成していない社団・財団法人は「経常損益」の欄には当期正味財産増減額を表示している。

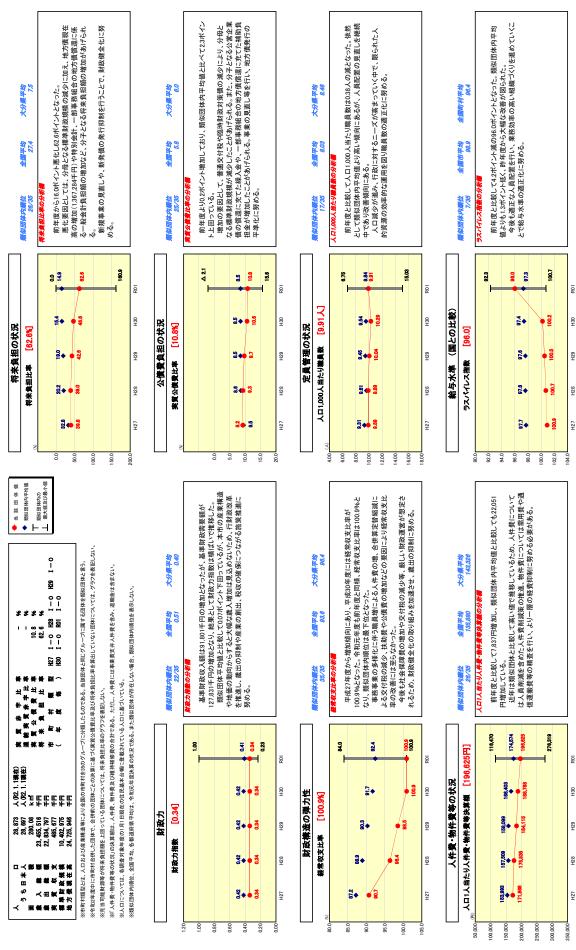
5. 充当可能基金の状況

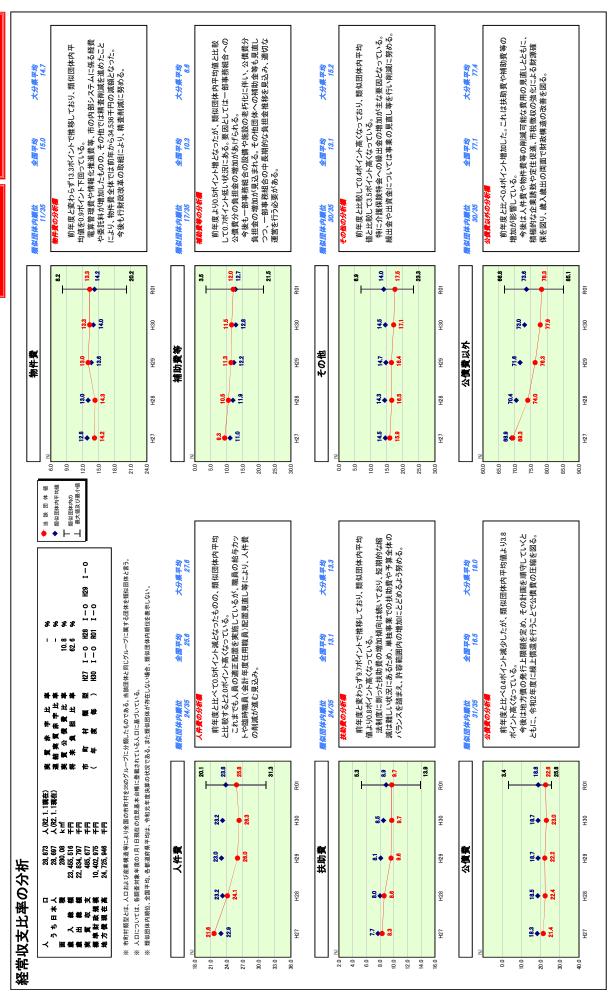
(単位:百万円)

			(+12:17)
充当可能基金名	平成30年度 決算 A	令和元年度 決算 B	差引 B-A
財政調整基金	3,177	2,638	△ 539
減 債 基 金	1,516	1,520	4
その他充当可能基金	2,666	2,504	△ 162
充当可能基金 計	7,359	6,662	△ 697

⁽注)「充当可能基金」とは、基金のうち地方債の償還等に充当可能な現金、預金、国債、地方債等の合計額をいい、貸付金及び不動産等を含まない。

大分県杵築市





(単位:百万円)

団体名 宇佐市

1. 一般会計等の財政状況

標準税収入額等	普通交付税額	臨時財政対策	標準財政規模	
A	B	債発行可能額C	A+B+C	
7,366	7,876	638		

(注)表示単位未満を四捨五入しているため、内訳と合計が一致しない場合がある

(単位:百万円)

会計名	歳入	歳出	形式収支	実質収支	他会計等から の繰入金	地方債現在高	備考
一般会計	37,073	35,489	1,584	1,206	4,235	29,426	基金から4.217百万円繰入
一般会計等	37,066	35,482	1,584	1,206		29,426	

※「一般会計等」の数値は、各会計間の繰入・繰出などを控除(純計)したものであることから、各会計間の合計額と一致しない項目がある。

2. 公営企業会計等の財政状況

(単位:百万円)

								(単位:日万円)
会計名	総収益 (歳入)	総費用 (歳出)	純損益 (形式収支)	資金剰余額/不足額(実質収支)	他会計等から の繰入金	企業債(地方 債)現在高	左のうち一般会計 等繰入見込額	備考
国民健康保険特別会計	6,734	6,698	36	36	632	-	-	基金から45百万円繰入
介護保険特別会計	6,635	6,450	184	184	1,177	-	_	基金から124百万円繰入
後期高齢者医療特別会計	738	736	2	2	245	_	-	
水道事業会計	971	962	9	1,417	175	4,351	3,194	法適用企業
公共下水道事業特別会計	1,568	1,485	83	75	364	5,970	3,313	法非適用企業
特定環境保全公共下水道事業特別会計	145	142	2	2	112	809	762	法非適用企業
農業集落排水事業特別会計	265	254	11	11	184	1,751	1,683	法非適用企業
公営企業会計等 計				1,728		12,881	8,952	

- (注) 1. 法適用企業とは、地方公営企業法の全部又は一部を適用する公営企業である。
 - 2. 法適用企業会計以外の特別会計については「総収益」「総費用」「純損益」の欄に、それぞれ「歳入」「歳出」「形式収支」を表示している。
 - 3. 「資金剰余額/不足額(実質収支)」は、地方公共団体財政健全化法に基づくものであり、資金不足額がある場合には負数(△~)で表示している。
 - 4. 「左のうち一般会計等繰入見込額」は、企業債(地方債)現在高のうち将来負担比率に算入される部分の金額である。

3. 関係する一部事務組合等の財政状況

(単位:百万円)

一部事務組合等名	総収益 (歳入)	総費用 (歳出)	純損益 (形式収支)	資金剰余額/不足額(実質収支)	他会計等から の繰入金	企業債(地方 債)現在高	左のうち一般会計 等負担見込額	備考
大分県消防補償等組合	365	365	1	1	6	-	-	基金から6百万円繰入
大分県交通災害共済組合(交通災害共済事業会計)	25	24	1	1	-	-	_	
大分県市町村会館管理組合	74	56	18	18	-	-	-	
大分県後期高齢者医療広域連合(普通会計)	287	165	122	122	75	-	_	基金から75百万円繰入
大分県後期高齢者医療広域連合(後期高齢者医療事業会計)	201,496	194,005	7,491	7,491	-	-	-	基金からの繰り入れなし
宇佐·高田·国東広域事務組合	83	64	18	18	8	-	-	基金から8百万円繰入
一部事務組合等 計				7,651		0	0	

4. 地方公社・第三セクター等の経営状況及び地方公共団体の財政的支援の状況

(単位:百万円)

									(手位・日カロ)
地方公社・第三セクター等名	経常損益	純資産又は 正味財産	当該団体から の出資金	当該団体から の補助金	当該団体から の貸付金	当該団体からの 債務保証に 係る債務残高	当該団体からの 損失補償に 係る債務残高	一般会計等 負担見込額	備考
宇佐市土地開発公社	△ 15	△ 309	4	-	_	781	_	-	
あじむ農業公社	4	15	40	19	_	_	-	-	
朝霧の庄	△ 6	△ 16	5	_	_	_	-	_	
宇佐八幡駐車場	11	152	5	_	_	_	-	-	
グリーンパークホテルうさ	△ 96	△ 45	30	13	_	-	-	-	
地方公社・第三セクター等 計			83	32	0	781	0	0	

⁽注) 損益計算書を作成していない社団・財団法人は「経常損益」の欄には当期正味財産増減額を表示している。

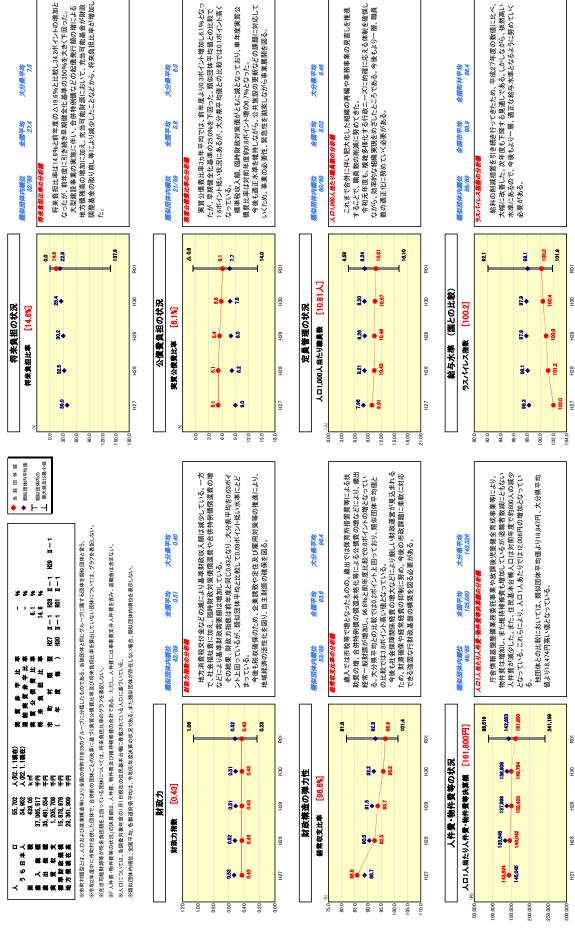
5. 充当可能基金の状況

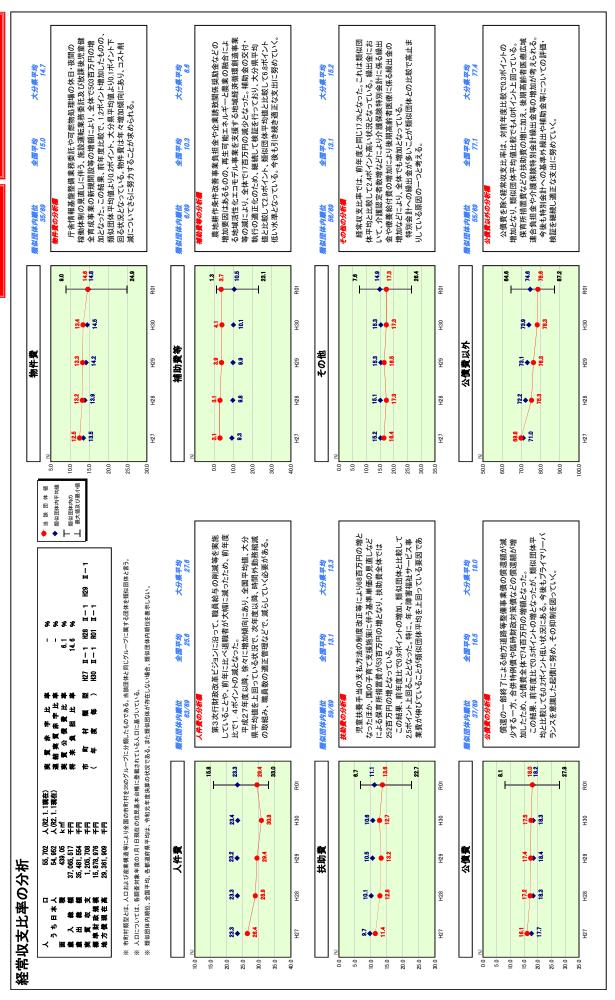
(単位:百万円)

			(半位:日2711)
充当可能基金名	平成30年度 決算 A	令和元年度 決算 B	差引 B-A
財政調整基金	4,347	3,704	△ 644
減債基金	3,374	2,649	△ 725
その他充当可能基金	7,511	5,934	△ 1,577
充当可能基金 計	15,233	12,287	△ 2,946

(注)「充当可能基金」とは、基金のうち地方債の償還等に充当可能な現金、預金、国債、地方債等の合計額をいい、貸付金及び不動産等を含まない。

令和元年度





(単位:百万円)

団体名 豊後大野市

標準税収入額等	普通交付税額	臨時財政対策	標準財政規模	
A	B	債発行可能額C	A+B+C	
4,521	9,497	422		

1. 一般会計等の財政状況

(注)表示単位未満を四捨五入しているため、内訳と合計が一致しない場合がある

(単位:百万円)

会計名	歳入	歳出	形式収支	実質収支	他会計等から の繰入金	地方債現在高	備考
一般会計	28,173	27,122	1,051	817	1,397	22,853	基金から1,095百万円繰入
一般会計等	28,173	27,122	1,051	817		22,853	

※「一般会計等」の数値は、各会計間の繰入・繰出などを控除(純計)したものであることから、各会計間の合計額と一致しない項目がある。

2. 公営企業会計等の財政状況

(単位:百万円)

会計名	総収益 (歳入)	総費用 (歳出)	純損益 (形式収支)	資金剰余額/不足額(実質収支)	他会計等から の繰入金	企業債(地方 債)現在高	左のうち一般会計 等繰入見込額	備考
国民健康保険特別会計	5,311	5,080	231	231	406	_	_	
介護保険特別会計	6,525	6,513	12	12	1,170	1	_	
後期高齢者医療特別会計	568	565	3	3	187	_	_	
上水道特別会計	480	534	△ 54	697	90	3,442	702	法適用企業
病院事業特別会計	3,493	3,654	△ 161	1,114	369	2,353	1,546	法適用企業
電気事業特別会計	99	68	31	87	11	_	_	法適用企業
農業集落排水特別会計	221	189	32	32	124	760	753	法非適用企業
公共下水道特別会計	88	66	22	22	32	243	234	法非適用企業
浄化槽施設特別会計	45	38	7	7	14	36	36	法非適用企業
公営企業会計等 計				2,205		6,834	3,271	

- (注) 1. 法適用企業とは、地方公営企業法の全部又は一部を適用する公営企業である。
 - 2. 法適用企業会計以外の特別会計については「総収益」「総費用」「純損益」の欄に、それぞれ「歳入」「歳出」「形式収支」を表示している。
 - 3.「資金剰余額/不足額(実質収支)」は、地方公共団体財政健全化法に基づくものであり、資金不足額がある場合には負数(△~)で表示している。
 - 4. 「左のうち一般会計等繰入見込額」は、企業債(地方債)現在高のうち将来負担比率に算入される部分の金額である。

3. 関係する一部事務組合等の財政状況

(単位:百万円)

一部事務組合等名	総収益 (歳入)	総費用 (歳出)	純損益 (形式収支)	資金剰余額/不足額(実質収支)	他会計等から の繰入金	企業債(地方 債)現在高	左のうち一般会計 等負担見込額	備考
大分県退職手当組合	2,022	1,992	30	30	80	_	_	基金から80百万円繰入
大分県消防補償等組合	365	365	1	1	6	-	_	基金から6百万円繰入
大分県交通災害共済組合(交通災害共済事業会計)	25	24	1	1	_	-	_	
大分県市町村会館管理組合	74	56	18	18	_	1	_	
大分県後期高齢者医療広域連合(普通会計)	287	165	122	122	75	-	_	基金から75百万円繰入
大分県後期高齢者医療広域連合(後期高齢者医療事業会計)	201,496	194,005	7,491	7,491	_	I	_	
一部事務組合等 計				7,663		0	0	

4. 地方公社・第三セクター等の経営状況及び地方公共団体の財政的支援の状況

(単位:百万円)

									(単位:日刀口)
地方公社・第三セクター等名	経常損益	純資産又は 正味財産	当該団体から の出資金	当該団体から の補助金	当該団体から の貸付金	当該団体からの 債務保証に 係る債務残高	当該団体からの 損失補償に 係る債務残高	一般会計等 負担見込額	備考
豊後大野市土地開発公社	0	29	6	0	_	_	_	_	
豊後大野市農林業振興公社	4	125	30	43	_	-	_	_	
ぶんごおおのエナジー	39	49	11	0	_	-	_	_	
大分県農業農村振興公社	△ 144	2,614	25	1	_	I	_	_	県所管第三セクター
地方公社・第三セクター等 計			72	44	0	0	0	0	

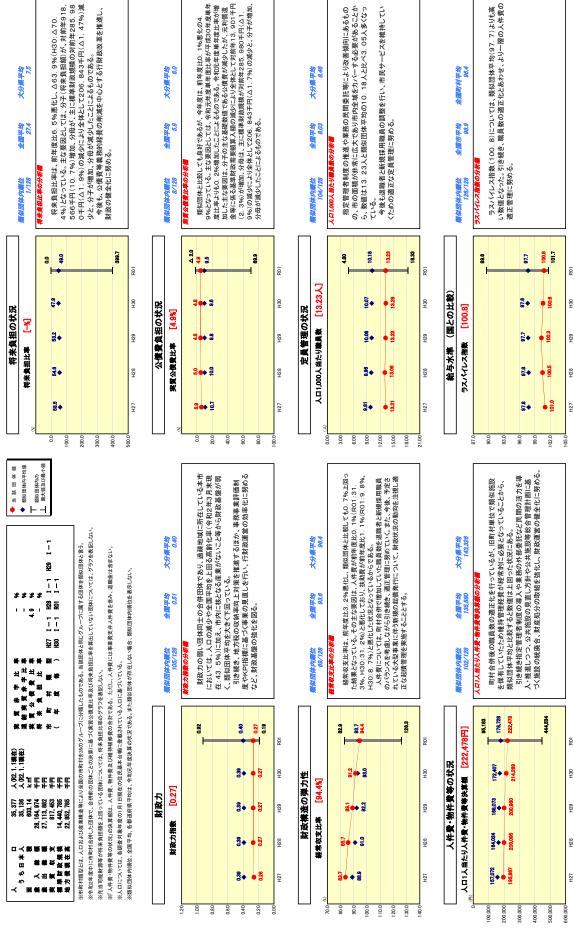
⁽注) 損益計算書を作成していない社団・財団法人は「経常損益」の欄には当期正味財産増減額を表示している。

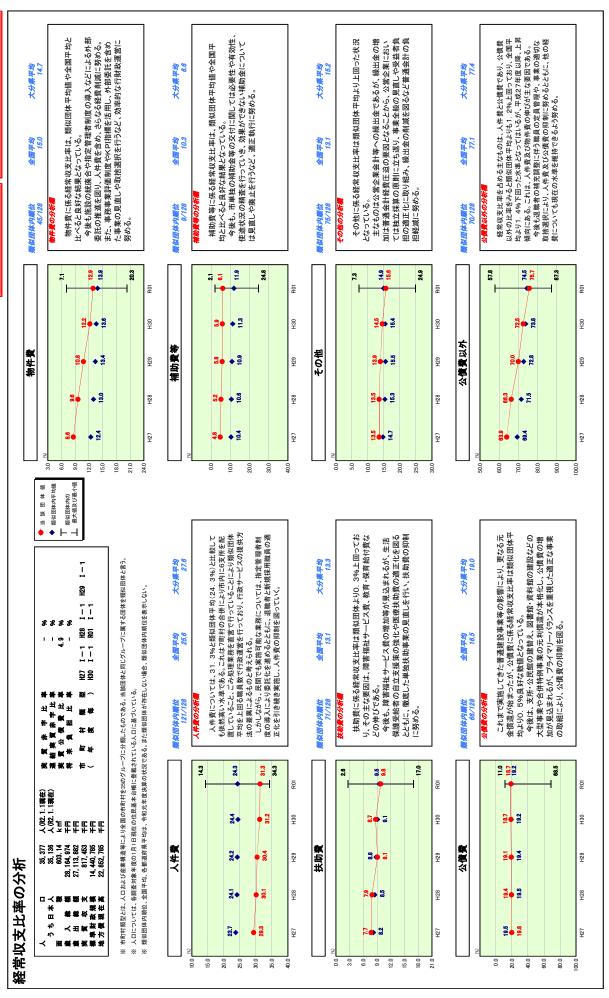
5. 充当可能基金の状況

(単位:百万円)

充当可能基金名	平成30年度 決算 A	令和元年度 決算 B	差引 B-A
財政調整基金	5,991	6,212	220
減債基金	1,776	1,780	4
その他充当可能基金	10,147	9,730	△ 417
充当可能基金 計	17,915	17,722	△ 193

^{4. 「}早期健全化基準」及び「財政再生基準」は平成22年度決算における基準である。





(単位:百万円)

団体名 由布市

標準税収入額等 A	票準税収入額等 普通交付税額 A B		標準財政規模 A+B+C	
4,882	5,228	439	10,549	

1. 一般会計等の財政状況

(注)表示単位未満を四捨五入しているため、内訳と合計が一致しない場合がある

(単位:百万円)

会計名	歳入	歳出	形式収支	実質収支	他会計等から の繰入金	地方債現在高	備考
一般会計	18,466	17,912	554	434	300	22,471	基金から279百万円繰入
一般会計等	18,466	17,912	554	434		22,471	

^{※「}一般会計等」の数値は、各会計間の繰入・繰出などを控除(純計)したものであることから、各会計間の合計額と一致しない項目がある。

2. 公営企業会計等の財政状況

(単位:百万円)

会計名	総収益 (歳入)	総費用 (歳出)	純損益 (形式収支)	資金剰余額/不足額(実質収支)	他会計等から の繰入金	企業債(地方 債)現在高	左のうち一般会計 等繰入見込額	備考
国民健康保険事業特別会計	4,132	4,087	45	45	378	-	-	基金から89百万円繰入
介護保険事業特別会計	4,170	4,106	64	64	595	_	-	
後期高齢者医療事業特別会計	437	435	2	2	126	-	-	
水道事業会計	559	536	23	291	45	1,979	287	法適用企業
簡易水道事業特別会計	537	500	37	37	114	1,874	990	法非適用企業
農業集落排水事業特別会計	98	97	1	1	70	334	334	法非適用企業
公営企業会計等 計				441		4,187	1,611	

- (注) 1. 法適用企業とは、地方公営企業法の全部又は一部を適用する公営企業である。
 - 2. 法適用企業会計以外の特別会計については「総収益」「総費用」「純損益」の欄に、それぞれ「歳入」「歳出」「形式収支」を表示している。
 - 3.「資金剰余額/不足額(実質収支)」は、地方公共団体財政健全化法に基づくものであり、資金不足額がある場合には負数(△~)で表示している。
 - 4. 「左のうち一般会計等繰入見込額」は、企業債(地方債)現在高のうち将来負担比率に算入される部分の金額である。

3. 関係する一部事務組合等の財政状況

(単位:百万円)

一部事務組合等名	総収益 (歳入)	総費用 (歳出)	純損益 (形式収支)	資金剰余額/不足額(実質収支)	他会計等から の繰入金	企業債(地方 債)現在高	左のうち一般会計 等負担見込額	備考
大分県退職手当組合	2,022	1,992	30	30	80	_	_	基金から80百万円繰入
大分県消防補償等組合	365	365	1	1	6	_	_	基金から6百万円繰入
大分県交通災害共済組合(交通災害共済事業会計)	25	24	1	1	-	-	-	
由布大分環境衛生組合	507	464	44	44	-	_	_	
大分県市町村会館管理組合	74	56	18	18	-	_	_	
大分県後期高齢者医療広域連合(普通会計)	287	165	122	122	75	-	-	基金から75百万円繰入
大分県後期高齢者医療広域連合(後期高齢者医療事業会計)	201,496	194,005	7,491	7,491	-	-	-	基金からの繰入なし
一部事務組合等 計				7,707		0	0	

4. 地方公社・第三セクター等の経営状況及び地方公共団体の財政的支援の状況

(単位:百万円)

地方公社・第三セクター等名	経常損益	純資産又は 正味財産	当該団体から の出資金	当該団体から の補助金	当該団体から の貸付金	当該団体からの 債務保証に 係る債務残高	当該団体からの 損失補償に 係る債務残高	一般会計等 負担見込額	備考
由布市土地開発公社	1	24	13	1	18	67	I	I	
地方公社・第三セクター等 計			13	1	18	67	-	-	

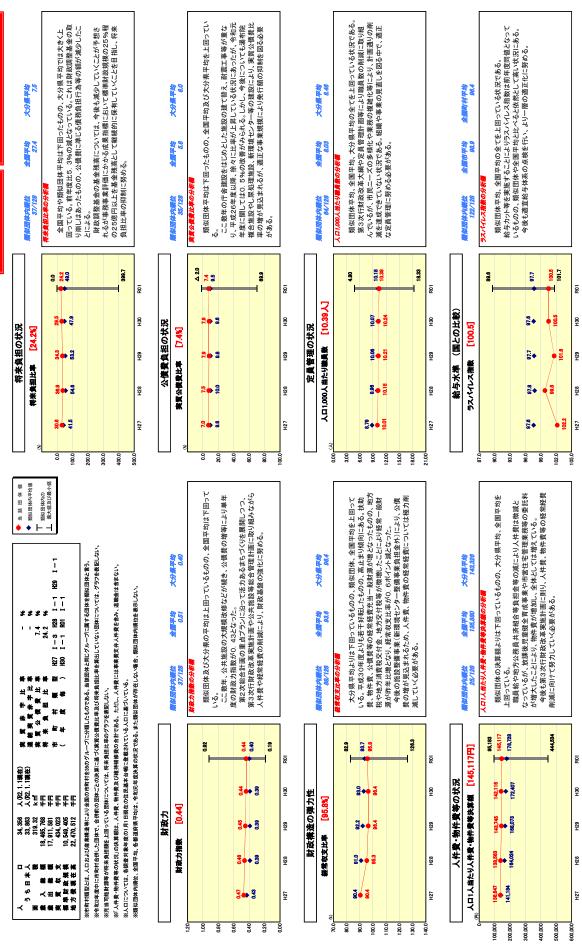
⁽注) 損益計算書を作成していない社団・財団法人は「経常損益」の欄には当期正味財産増減額を表示している。

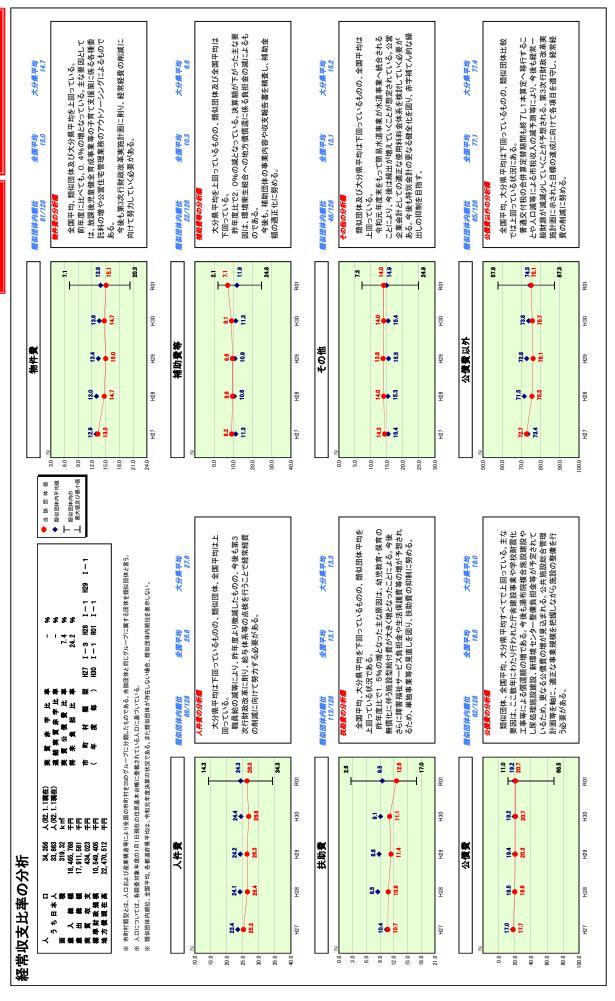
5. 充当可能基金の状況

(単位:百万円)

			(+4:47)
充当可能基金名	平成30年度 決算 A	令和元年度 決算 B	差引 B-A
財政調整基金	2,425	2,559	135
減 債 基 金	555	555	0
その他充当可能基金	861	856	△ 4
充当可能基金 計	3,840	3,970	131

(注)「充当可能基金」とは、基金のうち地方債の償還等に充当可能な現金、預金、国債、地方債等の合計額をいい、貸付金及び不動産等を含まない。





(単位:百万円)

団体名 国東市

標準税収入額等	普通交付税額	臨時財政対策	標準財政規模
A	B	債発行可能額C	A+B+C
4,035	7,390	364	

1. 一般会計等の財政状況

(注)表示単位未満を四捨五入しているため、内訳と合計が一致しない場合がある

(単位:百万円)

会計名	歳入	歳出	形式収支	実質収支	他会計等から の繰入金	地方債現在高	備考
一般会計	23,816	23,248	568	429	1,063	20,219	基金から1,062百万円繰入
住宅新築資金等貸付事業特別会計	2	2	0	0	_	_	
国東市立国東自動車学校特別会計	64	63	0	0	13	-	基金から2百万円繰入
一般会計等	23,806	23,237	569	430		20,219	

※「一般会計等」の数値は、各会計間の繰入・繰出などを控除(純計)したものであることから、各会計間の合計額と一致しない項目がある。

2. 公営企業会計等の財政状況

(単位·百万円)

								(十四:日7717/
会計名	総収益 (歳入)	総費用 (歳出)	純損益 (形式収支)	資金剰余額/不足額(実質収支)	他会計等から の繰入金	企業債(地方 債)現在高	左のうち一般会計 等繰入見込額	備考
国民健康保険事業特別会計	4,054	3,955	100	100	347	-	-	
介護保険事業特別会計	3,993	3,954	39	39	681	_	-	
後期高齢者医療事業特別会計	449	448	1	1	172	_	-	
水道事業特別会計	347	362	△ 15	78	111	1,303	566	法適用企業
工業用水道事業特別会計	25	19	6	36	_	_	_	法適用企業
市民病院事業特別会計	3,624	3,632	Δ8	646	361	3,726	1,934	法適用企業
公共下水道事業特別会計	224	208	17	17	141	954	913	法非適用企業
特定環境保全公共下水道事業特別会計	697	690	34	34	347	2,426	2,383	法非適用企業
農業集落排水事業特別会計	25	24	1	1	21	157	149	法非適用企業
公営企業会計等 計				951		8,566	5,945	

- (注) 1. 法適用企業とは、地方公営企業法の全部又は一部を適用する公営企業である。
 - 2. 法適用企業会計以外の特別会計については「総収益」「総費用」「純損益」の欄に、それぞれ「歳入」「歳出」「形式収支」を表示している。
 - 3.「資金剰余額/不足額(実質収支)」は、地方公共団体財政健全化法に基づくものであり、資金不足額がある場合には負数(△~)で表示している。
 - 4. 「左のうち一般会計等繰入見込額」は、企業債(地方債)現在高のうち将来負担比率に算入される部分の金額である。

3. 関係する一部事務組合等の財政状況

(単位:百万円)

								(年位:日7月17
一部事務組合等名	総収益 (歳入)	総費用 (歳出)	純損益 (形式収支)	資金剰余額/不足額(実質収支)	他会計等から の繰入金	企業債(地方 債)現在高	左のうち一般会計 等負担見込額	備考
大分県退職手当組合	2,022	1,992	30	30	80	-	-	基金から80百万円繰入
大分県消防補償等組合	365	365	1	1	6	-	_	基金から6百万円繰入
大分県交通災害共済組合(交通災害共済事業会計)	25	24	1	1	-	-	_	
大分県市町村会館管理組合	74	56	18	18	-	-	_	
大分県後期高齢者医療広域連合(普通会計)	287	165	122	122	75	_	_	基金から75百万円繰入
大分県後期高齢者医療広域連合(後期高齢者医療事業会計)	201,496	194,005	7,491	7,491	_	_	_	
宇佐·高田·国東広域事務組合	83	64	18	18	8	-	_	基金から8百万円繰入
一部事務組合等 計				7,681		0	0	

4. 地方公社・第三セクター等の経営状況及び地方公共団体の財政的支援の状況

(単位:百万円)

									(十四:日7717)
地方公社・第三セクター等名	経常損益	純資産又は 正味財産	当該団体から の出資金	当該団体から の補助金	当該団体から の貸付金	当該団体からの 債務保証に 係る債務残高	当該団体からの 損失補償に 係る債務残高	一般会計等 負担見込額	備考
国東市農業公社	1	663	72	42	_	-	-	_	
くにみ農産加工(有)	116	571	20	_	_	_	-	_	
国東市土地開発公社	0	128	3	_	-	_	-	_	
いこいの村国東	△ 24	12	5	_	-	_	-	_	
未来企業カレッジ	2	3	5	_	_	_		_	
地方公社・第三セクター等 計			105	42	0	0	0	0	

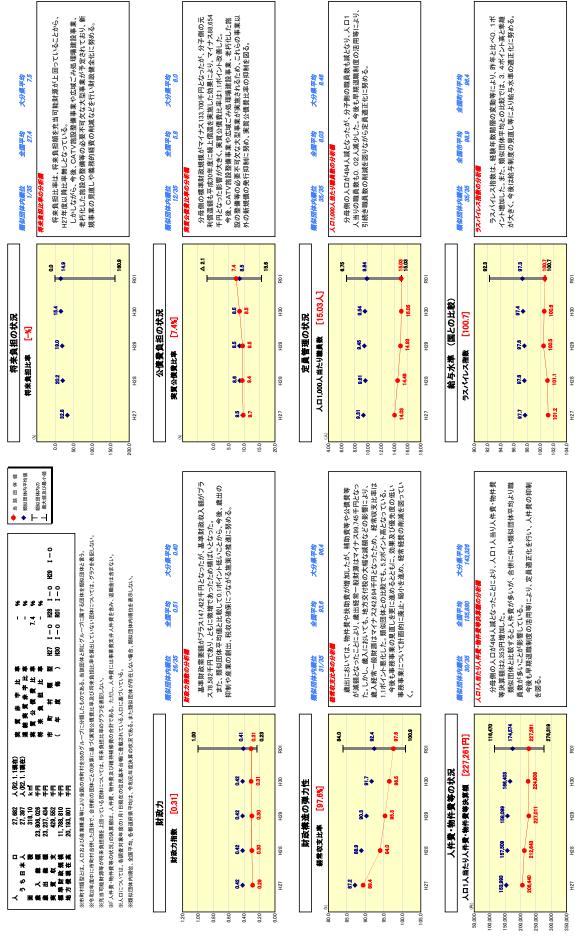
⁽注) 損益計算書を作成していない社団・財団法人は「経常損益」の欄には当期正味財産増減額を表示している。

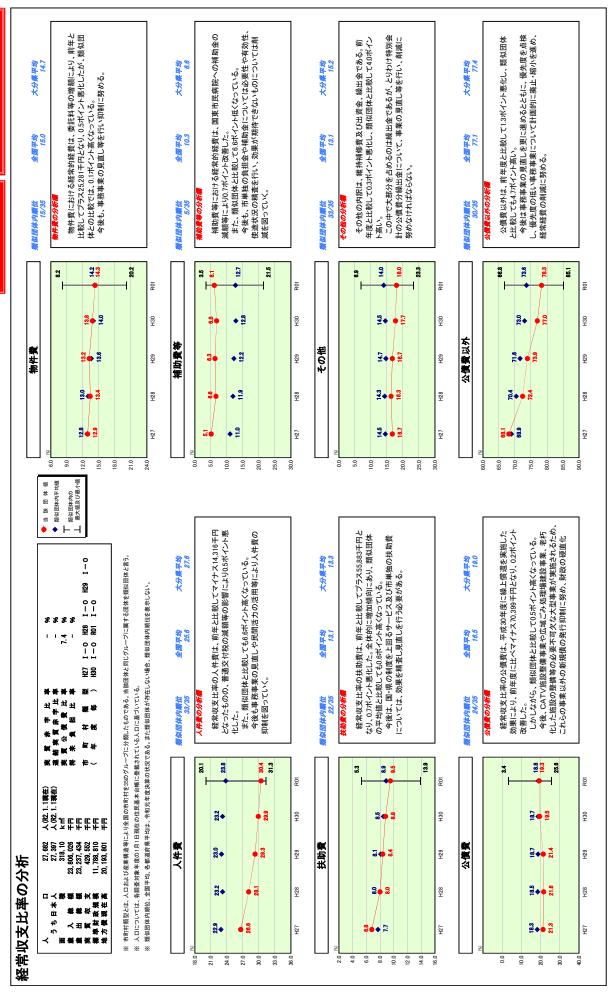
5. 充当可能基金の状況

(単位:百万円)

			(単位:日万円)
充当可能基金名	平成30年度 決算 A	令和元年度 決算 B	差引 B-A
財政調整基金	3,763	3,525	△ 239
減 債 基 金	2,300	2,322	22
その他充当可能基金	6,210	6,934	725
充当可能基金 計	12,273	12,780	508

令和元年度





(単位:百万円)

団体名 姫島村

1. 一般会計等の財政状況

標準税収入額等	普通交付税額	臨時財政対策	標準財政規模
A	B	債発行可能額C	A+B+C
171	1,098	33	

(注)表示単位未満を四捨五入しているため、内訳と合計が一致しない場合がある

(単位:百万円)

会計名	歳入	歳出	形式収支	実質収支	他会計等から の繰入金	地方債現在高	備考
一般会計	2,754	2,515	240	234	5	2,051	
姫島開発総合センター特別会計	19	19	0	0	5	20	
ケーブルテレビ事業特別会計	90	90	0	0	47	77	
高齢者生活福祉センター特別会計(普通会計)	13	13	0	0	9	_	
一般会計等	2,876	659	240	235		2,148	

※「一般会計等」の数値は、各会計間の繰入・繰出などを控除(純計)したものであることから、各会計間の合計額と一致しない項目がある。

2. 公営企業会計等の財政状況

								(単位:百万円)
会計名	総収益 (歳入)	総費用 (歳出)	純損益 (形式収支)	資金剰余額/不足額(実質収支)	他会計等から の繰入金	企業債(地方 債)現在高	左のうち一般会計 等繰入見込額	備考
国民健康保険特別会計	454	452	2	2	32	-	_	基金から6百万円繰入
国民健康保険診療所特別会計	410	410	0	0	33	86	8	
駐車場特別会計	5	4	1	1	0	_	_	
介護保険特別会計	279	244	35	35	41	_	_	
高齢者生活福祉センター特別会計	156	156	0	0	40	24	7	
地域包括支援センター特別会計	2	1	1	1	_	-	_	
後期高齢者医療特別会計	28	28	0	-	12	_	_	
簡易水道事業特別会計	63	61	2	1	23	118	64	法非適用企業
姫島丸特別会計	345	345	0	0	51	337	59	法非適用企業
下水道特別会計	71	71	0	0	46	206	206	法非適用企業
漁業集落排水事業特別会計	14	14	0	0	11	39	39	法非適用企業
公営企業会計等 計				41		810	383	

- (注) 1. 法適用企業とは、地方公営企業法の全部又は一部を適用する公営企業である。
 - 2. 法適用企業会計以外の特別会計については「総収益」「総費用」「純損益」の欄に、それぞれ「歳入」「歳出」「形式収支」を表示している。
 - 3.「資金剰余額/不足額(実質収支)」は、地方公共団体財政健全化法に基づくものであり、資金不足額がある場合には負数(△~)で表示している。
 - 4. 「左のうち一般会計等繰入見込額」は、企業債(地方債)現在高のうち将来負担比率に算入される部分の金額である。

3. 関係する一部事務組合等の財政状況

一部事務組合等名	総収益 (歳入)	総費用 (歳出)	純損益 (形式収支)	資金剰余額/不足額(実質収支)	他会計等から の繰入金	企業債(地方 債)現在高	左のうち一般会計 等負担見込額	備考
大分県退職手当組合	2,022	1,992	30	30	80	-	-	
大分県消防補償等組合	365	365	1	1	6	-	-	
大分県交通災害共済組合(交通災害共済事業会計)	25	24	1	1	_	-	-	
大分県市町村会館管理組合	74	56	18	18	_	-	-	
大分県後期高齢者医療広域連合(普通会計)	287	165	122	122	75	-	-	
大分県後期高齢者医療広域連合(後期高齢者医療事業会計)	201,496	194,005	7,491	7,491	_	1	1	
一部事務組合等 計				7,663		0	0	

4. 地方公社・第三セクター等の経営状況及び地方公共団体の財政的支援の状況

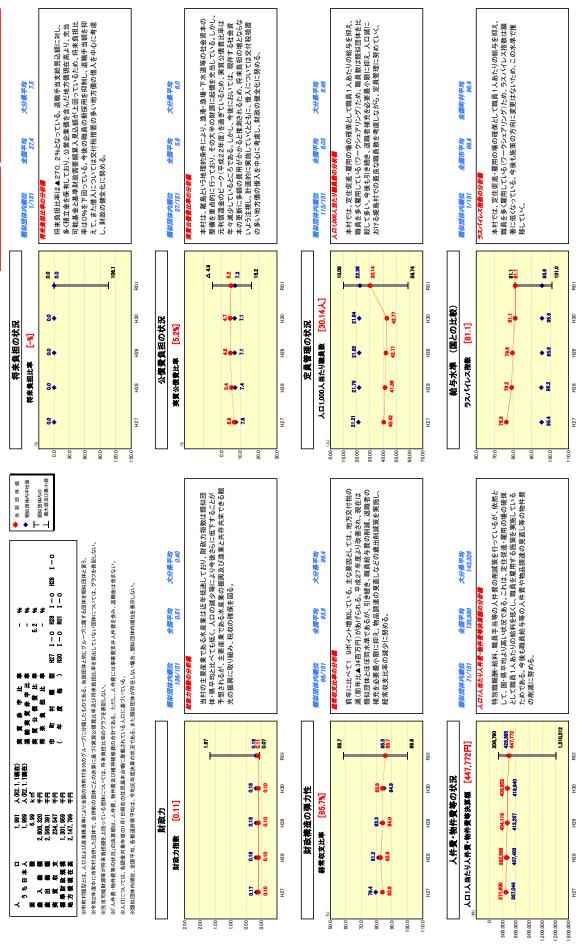
地方公社・第三セクター等名	経常損益	純資産又は 正味財産	当該団体から の出資金	当該団体から の補助金	当該団体から の貸付金	当該団体からの 債務保証に 係る債務残高	当該団体からの 損失補償に 係る債務残高	一般会計等 負担見込額	備考
姫島車えび養殖	189	225	181	-	71	-	_	-	
地方公社・第三セクター等 計			181	0	71	0	0	0	

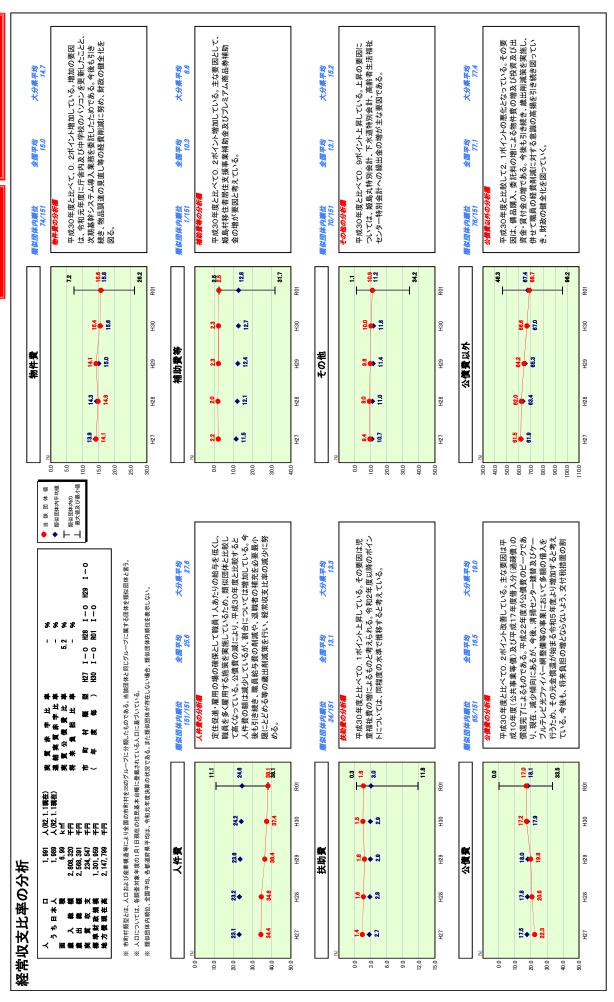
⁽注) 損益計算書を作成していない民法法人は「経常損益」の欄には当期正味財産増減額を表示している。

5. 充当可能基金の状況

			(単位:白万円)
充当可能基金名	平成30年度 決算 A	令和元年度 決算 B	差引 B-A
財政調整基金	311	311	0
減債基金	246	246	0
その他充当可能基金	2,831	2,934	103
充当可能基金 計	3,388	3,491	103

(注)「充当可能基金」とは、基金のうち地方債の償還等に充当可能な現金、預金、国債、地方債等の合計額をいい、貸付金及び不動産等を含まない。





(単位:百万円)

団体名 日出町

標準税収入額等	普通交付税額	臨時財政対策	標準財政規模	
A	B	債発行可能額C	A+B+C	
3,693	2,135	289		

1. 一般会計等の財政状況

(注)表示単位未満を四捨五入しているため、内訳と合計が一致しない場合がある

(単位:百万円)

							(+4:47)
会計名	歳入	歳出	形式収支	実質収支	他会計等から の繰入金	地方債現在高	備考
一般会計	10,333	10,165	168	153	385	10,221	基金から385百万円繰入
一般会計等	10,327	10,158	168	153		10,221	

※「一般会計等」の数値は、各会計間の繰入・繰出などを控除(純計)したものであることから、各会計間の合計額と一致しない項目がある。

2. 公営企業会計等の財政状況

(単位:百万円)

会計名	総収益 (歳入)	総費用 (歳出)	純損益 (形式収支)	資金剰余額/不足額(実質収支)	他会計等から の繰入金	企業債(地方 債)現在高	左のうち一般会計 等繰入見込額	備考
国民健康保険特別会計	3,146	3,117	29	29	349	1	_	
介護保険特別会計(保険事業勘定)	2,663	2,589	74	74	414	-	_	
後期高齢者医療特別会計	331	330	1	1	82	-	_	
介護保険特別会計(介護サービス事業勘定)	18	18	-	_	8	-	_	
水道事業会計	399	333	66	507	2	830	1	法適用企業
下水道事業会計	593	578	15	43	345	3,014	1,869	法適用企業
公営企業会計等 計				653		3,844	1,869	

- (注) 1. 法適用企業とは、地方公営企業法の全部又は一部を適用する公営企業である。
 - 2. 法適用企業会計以外の特別会計については「総収益」「総費用」「純損益」の欄に、それぞれ「歳入」「歳出」「形式収支」を表示している。
 - 3.「資金剰余額/不足額(実質収支)」は、地方公共団体財政健全化法に基づくものであり、資金不足額がある場合には負数(△~)で表示している。
 - 4. 「左のうち一般会計等繰入見込額」は、企業債(地方債)現在高のうち将来負担比率に算入される部分の金額である。

3. 関係する一部事務組合等の財政状況

(単位:百万円)

一部事務組合等名	総収益 (歳入)	総費用 (歳出)	純損益 (形式収支)	資金剰余額/不足額(実質収支)	他会計等から の繰入金	企業債(地方 債)現在高	左のうち一般会計 等負担見込額	備考
大分県退職手当組合	2,022	1,992	30	30	80	-	_	基金から80百万円繰入
大分県消防補償等組合	365	365	1	1	6	_	_	基金から6百万円繰入
大分県交通災害共済組合(交通災害共済事業会計)	25	24	1	1	_	_	_	
杵築速見環境浄化組合	264	258	5	5	_	208	122	
別杵速見地域広域市町村圏事務組合(一般会計)	1,289	1,289	-	_	_	_	_	
別件速見地域広域市町村圖事務組合(秋草葬祭場事業特別会計)	881	881	-	_	277	608	94	基金から168百万円繰入
別片連見地域広域市町村圏事務組合(藤ヶ谷清揚センター事業特別会計)	1,241	1,241	-	_	971	3,859	378	
別杵速見地域広域市町村圏事務組合(介護認定審査会事業特別会計)	27	27	-	_	27	_	_	
別杵速見地域広域市町村圏事務組合(普通会計)	2,164	2,164	-	_	168	4,468	_	
杵築速見消防組合	1,084	1,048	36	36	24	658	285	
大分県市町村会館管理組合	74	56	18	18	_	_	_	
大分県後期高齢者医療広域連合(普通会計)	287	165	122	122	75	_	-	
大分果後期高齡者医療広域連合(後期高齡者医療事業会計)	201,496	194,005	7,491	7,491	_	_	_	
一部事務組合等 計				7,704		9,801	879	

4. 地方公社・第三セクター等の経営状況及び地方公共団体の財政的支援の状況

(単位:百万円)

地方公社・第三セクター等名	経常損益	純資産又は 正味財産	当該団体から の出資金	当該団体から の補助金	当該団体から の貸付金	当該団体からの 債務保証に 係る債務残高	当該団体からの 損失補償に 係る債務残高	一般会計等 負担見込額	備考
日出町土地開発公社	0	194	2	-	_	-	45	-	
地方公社・第三セクター等 計			2	0	0	0	45	0	

(注) 損益計算書を作成していない社団・財団法人は「経常損益」の欄には当期正味財産増減額を表示している。

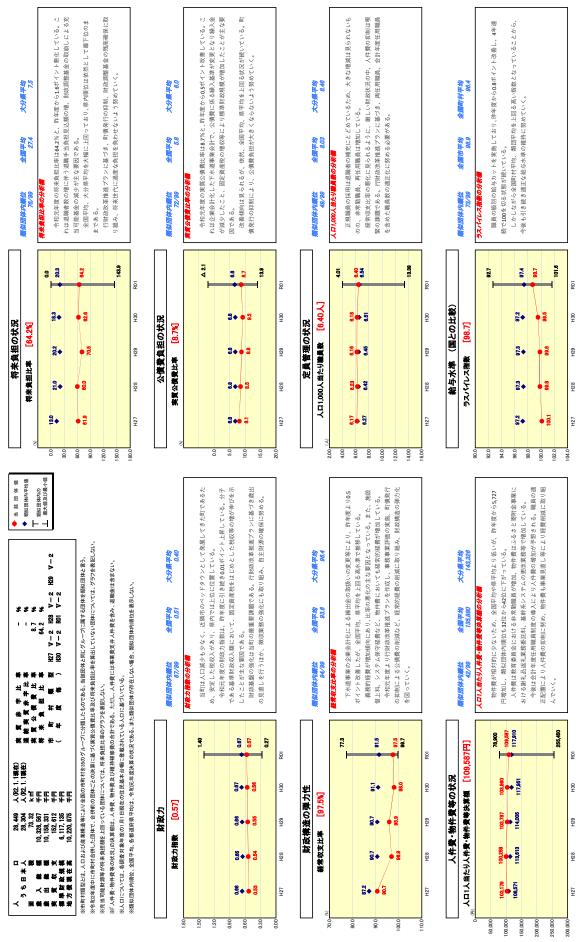
5. 充当可能基金の状況

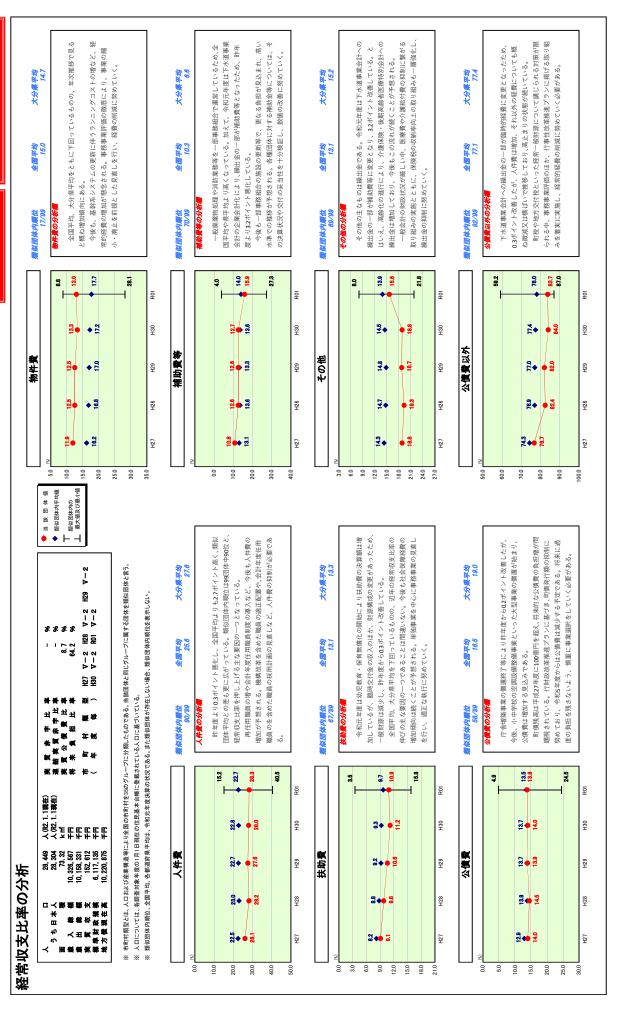
(単位:百万円)

充当可能基金名	平成30年度 決算 A	令和元年度 決算 B	差引 B-A
財 政 調 整 基 金	803	703	△ 100
減債基金	536	466	△ 70
その他充当可能基金	934	954	20
充 当 可 能 基 金 計	2,273	2,123	Δ 151

(注)「充当可能基金」とは、基金のうち地方債の償還等に充当可能な現金、預金、国債、地方債等の合計額をいい、貸付金及び不動産等を含まない。

令和元年度





(単位:百万円)

団体名 九重町

標準税収入額等	普通交付税額	臨時財政対策	標準財政規模
A	B	債発行可能額C	A+B+C
1,540	2,300	131	

1. 一般会計等の財政状況

(注)表示単位未満を四捨五入しているため、内訳と合計が一致しない場合がある

(単位:百万F

会計名	歳入	歳出	形式収支	実質収支	他会計等から の繰入金	地方債現在高	備考
一般会計	7,431	6,987	444	431	715	5,758	基金から715百万円繰入
飯田高原診療所特別会計	65	64	1	1	10	-	
一般会計等	7,486	7,041	445	432		5,758	

^{※「}一般会計等」の数値は、各会計間の繰入・繰出などを控除(純計)したものであることから、各会計間の合計額と一致しない項目がある。

2. 公営企業会計等の財政状況

(単位:百万円)

会計名	総収益 (歳入)	総費用 (歳出)	純損益 (形式収支)	資金剰余額/不足額(実質収支)	他会計等から の繰入金	企業債(地方 債)現在高	左のうち一般会計 等繰入見込額	備考
国民健康保険特別会計	1,509	1,459	50	50	137	-	-	
介護保険特別会計	1,474	1,390	84	84	209	-	_	
後期高齢者医療特別会計	136	136	0	0	44	-	_	
水道特別会計	130	116	14	14	26	462	89	法非適用企業
公営企業会計等 計				148		462	89	

- (注) 1. 法適用企業とは、地方公営企業法の全部又は一部を適用する公営企業である。
 - 2. 法適用企業会計以外の特別会計については「総収益」「総費用」「純損益」の欄に、それぞれ「歳入」「歳出」「形式収支」を表示している。
 - 3. 「資金剰余額/不足額(実質収支)」は、地方公共団体財政健全化法に基づくものであり、資金不足額がある場合には負数(△~)で表示している。
 - 4. 「左のうち一般会計等繰入見込額」は、企業債(地方債)現在高のうち将来負担比率に算入される部分の金額である。

3. 関係する一部事務組合等の財政状況

(単位:百万円)

								(年位:日7711/
一部事務組合等名	総収益 (歳入)	総費用 (歳出)	純損益 (形式収支)	資金剰余額/不足額(実質収支)	他会計等から の繰入金	企業債(地方 債)現在高	左のうち一般会計 等負担見込額	備考
大分県退職手当組合	2,022	1,992	30	30	80	-	-	基金から80百万円繰入
大分県消防補償等組合	365	365	1	1	6	_	_	基金から6百万円繰入
大分県交通災害共済組合(交通災害共済事業会計)	25	24	1	1	_	_	_	
大分県市町村会館管理組合	74	56	18	18	-	-	-	
大分県後期高齢者医療広域連合(普通会計)	287	165	122	122	75	_	_	基金から75百万の繰入
大分県後期高齢者医療広域連合(後期高齢者医療事業会計)	201,496	194,005	7,491	7,491	_	_	_	基金からの繰入なし
日田玖珠広域消防組合	1,211	1,190	20	20	68	544	93	基金から68百万繰入
玖珠九重行政事務組合	666	643	23	23	3	2	1	基金から3百万繰入
一部事務組合等 計				7,706		546	94	

4. 地方公社・第三セクター等の経営状況及び地方公共団体の財政的支援の状況

(単位:百万円)

地方公社・第三セクター等名	経常損益	純資産又は 正味財産	当該団体から の出資金	当該団体から の補助金	当該団体から の貸付金	当該団体からの 債務保証に 係る債務残高	当該団体からの 損失補償に 係る債務残高	一般会計等 負担見込額	備考
地方公社・第三セクター等 計			0	0	0	0	0	0	

⁽注) 損益計算書を作成していない社団・財団法人は「経常損益」の欄には当期正味財産増減額を表示している。

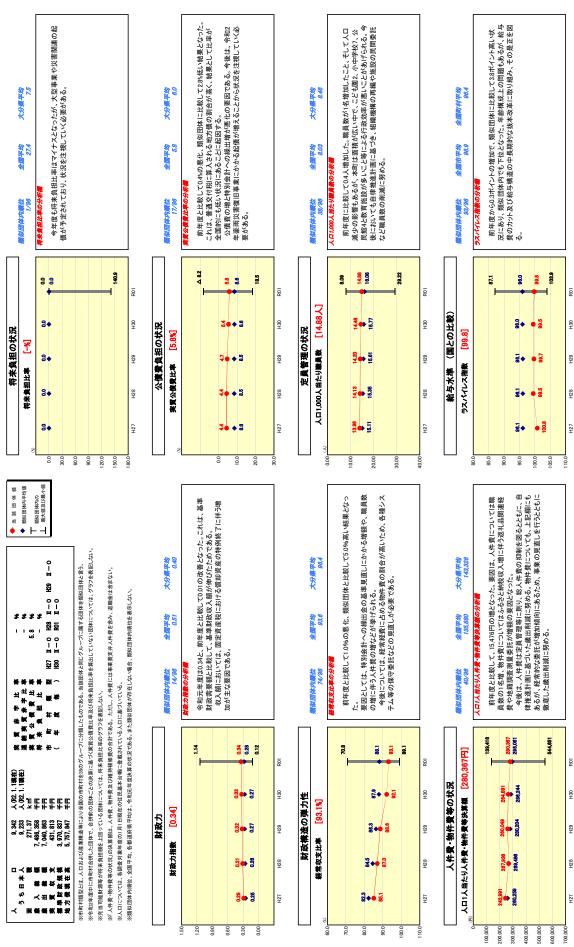
5. 充当可能基金の状況

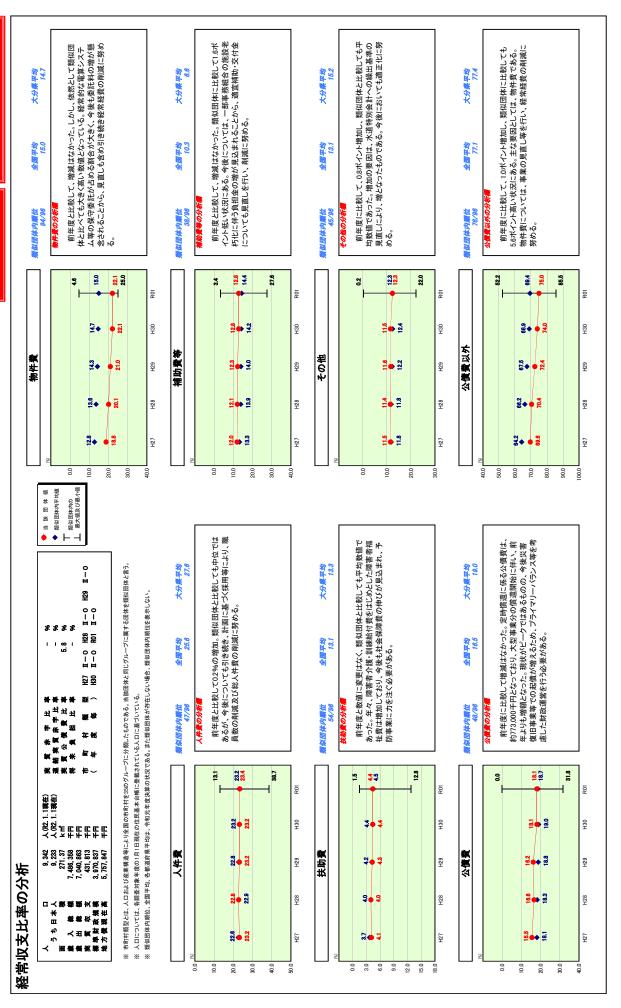
(単位:百万円)

充当可能基金名	平成30年度 決算 A	令和元年度 決算 B	差引 B-A
財政調整基金	1,199	1,166	△ 33
減債基金	1,476	1,302	△ 174
その他充当可能基金	4,359	4,780	421
充 当 可 能 基 金 計	7,034	7,248	215

⁽注)「充当可能基金」とは、基金のうち地方債の償還等に充当可能な現金、預金、国債、地方債等の合計額をいい、貸付金及び不動産等を含まない。

令和元年度





(単位:百万円)

団体名 玖珠町

標準税収入額等	普通交付税額	臨時財政対策	標準財政規模
A	B	債発行可能額C	A+B+C
1,957	2,807	188	

1. 一般会計等の財政状況

(注)表示単位未満を四捨五入しているため、内訳と合計が一致しない場合がある

(単位:百万円)

会計名	歳入	歳出	形式収支	実質収支	他会計等から の繰入金	地方債現在高	備考
一般会計	9,570	9,010	560	529	740	7,748	
住宅新築資金等貸付事業特別会計	0	0	0	_	0	0	
一般会計等	9,570	9,010	560	529		7,748	

※「一般会計等」の数値は、各会計間の繰入・繰出などを控除(純計)したものであることから、各会計間の合計額と一致しない項目がある。

2. 公営企業会計等の財政状況

(単位:百万円)

会計名	総収益 (歳入)	総費用 (歳出)	純損益 (形式収支)	資金剰余額/不足額(実質収支)	他会計等から の繰入金	企業債(地方 債)現在高	左のうち一般会計 等繰入見込額	備考
国民健康保険事業特別会計	2,259	2,226	33	33	209	_	-	
介護保険事業特別会計	2,071	2,020	51	51	387	_	_	
後期高齢者医療事業特別会計	206	205	1	1	72	_	-	
水道事業会計	202	160	42	275	0	401	-	法適用企業
簡易水道特別会計	66	66	0	_	59	1	1	法非適用企業
公営企業会計等 計				360		402	1	

- (注) 1. 法適用企業とは、地方公営企業法の全部又は一部を適用する公営企業である。
 - 2. 法適用企業会計以外の特別会計については「総収益」「総費用」「純損益」の欄に、それぞれ「歳入」「歳出」「形式収支」を表示している。
 - 3.「資金剰余額/不足額(実質収支)」は、地方公共団体財政健全化法に基づくものであり、資金不足額がある場合には負数(△~)で表示している。
 - 4. 「左のうち一般会計等繰入見込額」は、企業債(地方債)現在高のうち将来負担比率に算入される部分の金額である。

3. 関係する一部事務組合等の財政状況

(単位:百万円)

一部事務組合等名	総収益 (歳入)	総費用 (歳出)	純損益 (形式収支)	資金剰余額/不足額(実質収支)	他会計等から の繰入金	企業債(地方 債)現在高	左のうち一般会計 等負担見込額	備考
大分県退職手当組合	2,022	1,992	30	30	80	_	-	基金から80百万円繰入
大分県消防補償等組合	365	365	1	1	6	_	-	基金から6百万円繰入
大分県交通災害共済組合(交通災害共済事業会計)	25	24	1	1	-	-	-	
大分県市町村会館管理組合	74	56	18	18	-	_	-	
大分県後期高齢者医療広域連合(普通会計)	287	165	122	122	75	_	-	基金から75百万円繰入
大分果後期高齢者医療広域連合(後期高齢者医療事業会計)	201,496	194,005	7,491	7,491	-	_	-	基金からの繰り入れなし
日田玖珠広域消防組合	1,211	1,190	20	20	68	544	137	基金から68百万円繰入
玖珠九重行政事務組合	666	643	23	23	3	2	1	基金から3百万円繰入
一部事務組合等 計				7,706		546	138	

4. 地方公社・第三セクター等の経営状況及び地方公共団体の財政的支援の状況

(単位:百万円)

地方公社・第三セクター等名	経常損益	純資産又は 正味財産	当該団体から の出資金	当該団体から の補助金	当該団体から の貸付金	当該団体からの 債務保証に 係る債務残高	当該団体からの 損失補償に 係る債務残高	一般会計等 負担見込額	備考
くすみち	_	59	32	ı	ı		-	_	
地方公社・第三セクター等 計			32	0	0	0	0	0	

⁽注) 損益計算書を作成していない社団・財団法人は「経常損益」の欄には当期正味財産増減額を表示している。

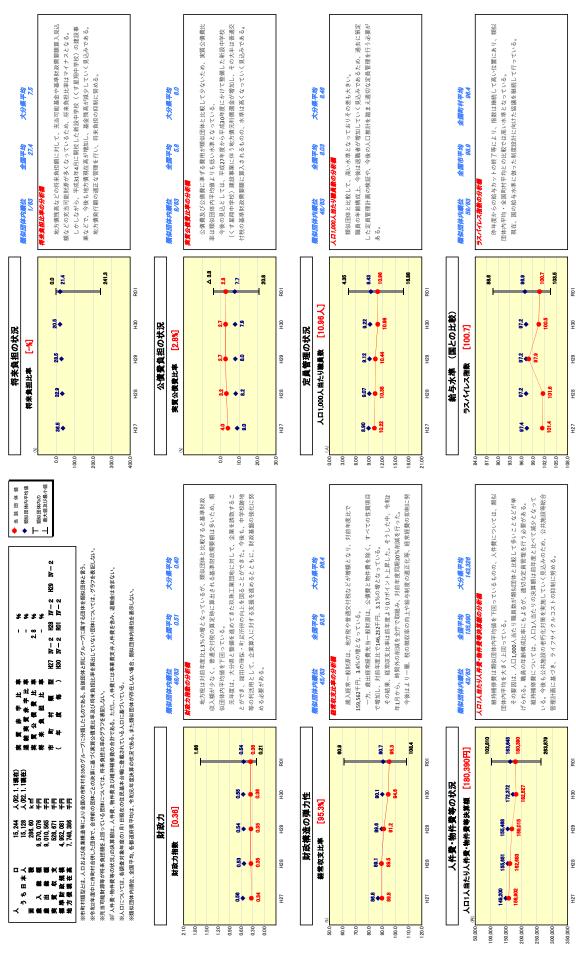
5. 充当可能基金の状況

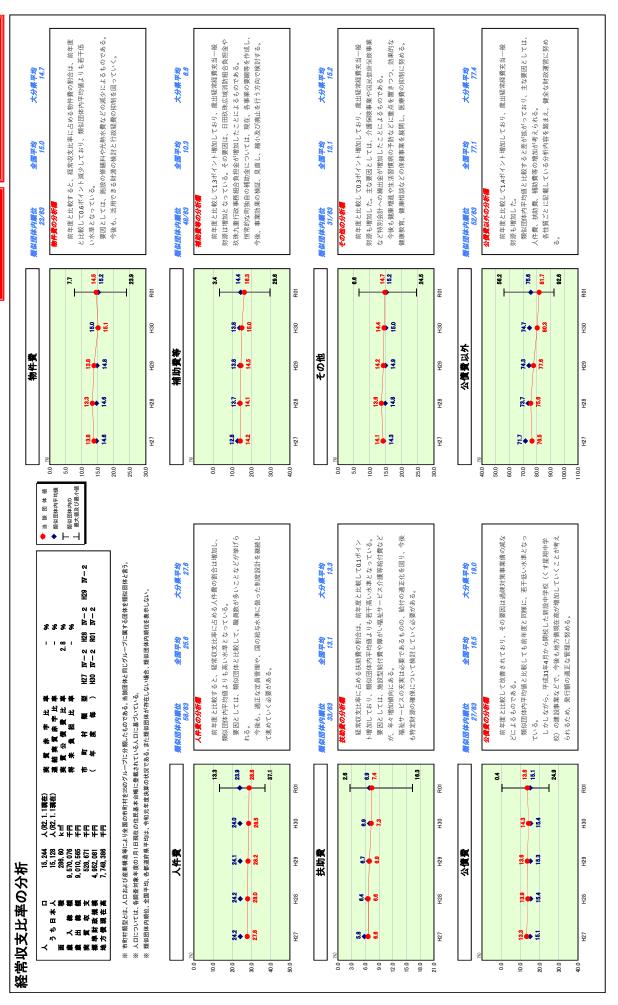
(単位:百万円

								(年位:日7月17
	3	充当市	可能基金	全名		平成30年度 決算 A	令和元年度 決算 B	差引 B-A
財	政	文 訓	整	基	金	1,059	927	△ 132
減		債	基	-	金	826	769	△ 58
そ	の ⁴	他充	当 可	能基	金	2,563	2,486	△ 77
充	当	可	能 基	金	計	4,448	4,182	△ 266

(注)「充当可能基金」とは、基金のうち地方債の償還等に充当可能な現金、預金、国債、地方債等の合計額をいい、貸付金及び不動産等を含まない。

令和元年度





市町村財政関係資料

令和 元年度市町村決算指標

(単位:千円、%)

	_	1			(天 1)	-7 1	3 47	ATJE	138					(+	位:干	1, 70)
				歳入決算額											一般	自主
					1d. -1- TV	į	444 山口	11L -LL / L TM		同床去山人		111. -1. /=		7.0/11	財源	財源
					地方税	1# -E 11.	徴収 率	地方交付税	r	国庫支出金	·	地方債	1# -E 11.	その他	比率	比率
						構成比	(現繰分)		構成比		構成比		構成比			
大	3	分	市	182,512,852	79,630,677	43.6	99.3	9,553,210	5.2	37,480,445	20.5	16, 260, 500	8.9	39,588,020	55.4	51.5
別	Я	苻	市	50,612,854	14,217,754	28.1	96.0	8,980,283	17.7	11,989,731	23.7	3, 004, 711	5.9	12,420,375	51.3	38.6
中	,	聿	규	42,554,718	11,319,073	26.6	96.8	10,661,903	25.1	6,519,994	15.3	4, 029, 625	9.5	10,024,123	56.7	37.6
日	E	=	市	41,284,398	8,060,482	19.5	97.1	12,288,630	29.8	6,131,218	14.9	3, 623, 331	8.8	11,180,737	53.8	33.7
佐	1	伯	市	49,378,677	7,496,750	15.2	95.8	16,029,725	32.5	7,040,551	14.3	6, 726, 300	13.6	12,085,351	51.4	29.2
臼	ŧ	杵	市	22,953,226	4,036,655	17.6	94.8	6,950,263	30.3	3,071,900	13.4	3, 292, 817	14.3	5,601,591	52.1	29.1
津	久	見	市	10,465,622	2,242,594	21.4	96.0	3,321,939	31.7	1,606,821	15.4	763, 245	7.3	2,531,023	57.3	31.2
竹	E	=	市	20,656,651	1,989,852	9.6	96.0	7,404,129	35.8	2,349,709	11.4	2, 434, 273	11.8	6,478,688	49.2	25.8
豊福	後高	高田	市	16,711,119	2,314,095	13.8	97.5	5,740,919	34.4	1,801,670	10.8	1, 841, 240	11.0	5,013,195	51.9	33.5
杵	Ŕ	築	市	23,455,516	3,119,566	13.3	93.6	6,695,366	28.5	3,309,282	14.1	3, 631, 744	15.5	6,699,558	45.4	28.9
宇	1	左	市	37,065,517	6,268,076	16.9	97.3	8,749,275	23.6	5,160,134	13.9	5, 878, 171	15.9	11,009,861	44.4	33.8
豊	後之	大野	市	28,164,974	3,366,233	12.0	96.5	10,297,546	36.6	3,088,021	11.0	3, 639, 873	12.9	7,773,301	52.6	25.1
由	7	布	市	18,465,768	4,068,168	22.0	94.8	5,705,275	30.9	2,510,304	13.6	2, 032, 359	11.0	4,149,662	58.3	30.2
国	Ţ	東	市	23,806,026	3,105,141	13.0	97.6	8,053,504	33.8	2,178,080	9.1	3, 241, 043	13.6	7,228,258	50.7	33.3
姫	Ę	島	村	2,808,320	124,110	4.4	98.0	1,328,154	47.3	178,200	6.3	502, 181	17.9	675,675	53.4	20.8
日	Ŀ	出	町	10,326,567	3,068,994	29.7	95.9	2,278,449	22.1	1,522,501	14.7	726, 295	7.0	2,730,328	58.3	40.2
九	Ī	重	町	7,486,358	1,261,999	16.9	94.2	2,531,381	33.8	599,053	8.0	218, 728	2.9	2,875,197	54.9	43.1
玖	Į	洙	町	9,570,076	1,559,317	16.3	95.7	3,096,046	32.4	1,463,983	15.3	709, 000	7.4	2,741,730	53.2	29.9
市	ī	1	計	568,087,918	151,235,116	26.6	97.8	120,431,967	21.2	94,237,860	16.6	60,399,232	10.6	141,783,743	52.9	38.5
町	J 1	村(計	30,191,321	6,014,420	19.9	95.5	9,234,030	30.6	3,763,737	12.5	2,156,204	7.1	9,022,930	55.4	35.8
県	ţ	1	計	598,279,239	157,249,536	26.3	97.7	129,665,997	21.7	98,001,597	16.4	62,555,436	10.5	150,806,673	53.0	38.4

令和 元年度市町村決算指標

(単位:千円、%)

		17		歳出決算額	(X III	<u>-71</u>		TJA 1	35	(単位: 千円、%)							
				咸山	義務的経費	i				投資的経費	<u> </u>						
					我仍叫住貝					又具山北县	普通建設	車業费			その他		
						構成比	人件費	扶助費	公債費		日旭廷欣	サベ豆 構成比	補助事業	単独事業			
大	3	分	市	180,155,093	103,139,450	57.3	27,574,637	56,399,754	19,165,059	21,982,653	21,758,129		10,801,407	10,956,722	55,032,990		
別	F	府	市	49,715,034	30,144,033	60.6	8,555,806	18,442,095	3,146,132	4,172,987	4,145,604	8.3	1,681,740	2,463,864	15,398,014		
中	ž	津	市	41,184,336	22,767,123	55.3	7,602,766	9,960,514	5,203,843	5,092,073	4,949,709	12.0	2,054,675	2,895,034	13,325,140		
日	E	Ħ	市	40,156,724	18,612,879	46.4	5,609,815	8,146,533	4,856,531	7,839,598	4,828,350	12.0	1,579,063	3,249,287	13,704,247		
佐	1	伯	市	48,478,230	22,159,800	45.7	7,513,033	7,819,745	6,827,022	10,533,995	9,736,410	20.1	5,089,300	4,647,110	15,784,435		
臼	ł	杵	市	22,537,747	9,898,830	43.9	2,937,006	4,398,887	2,562,937	4,819,452	4,603,840	20.4	1,472,582	3,131,258	7,819,465		
津	久	. 見	市	10,200,522	5,127,922	50.3	1,878,964	2,016,486	1,232,472	1,608,215	802,727	7.9	345,462	457,265	3,464,385		
竹	E	Ħ	市	19,879,613	7,542,587	37.9	3,427,582	2,343,564	1,771,441	4,948,660	4,538,347	22.8	2,537,839	2,000,508	7,388,366		
豊	後高	高田	市	16,583,906	8,387,498	50.6	2,495,631	2,633,928	3,257,939	1,979,278	1,963,533	11.8	888,368	1,075,165	6,217,130		
杵	ŝ	築	市	22,834,797	8,906,363	39.0	2,992,666	3,538,394	2,375,303	5,992,731	5,548,098	24.3	3,154,267	2,393,831	7,935,703		
宇	1	佐	市	35,481,554	15,687,192	44.2	5,145,628	7,564,818	2,976,746	9,731,179	9,650,723	27.2	2,764,139	6,886,584	10,063,183		
豊	後之	大野	市	27,113,882	12,224,986	45.1	4,788,590	4,567,443	2,868,953	6,596,439	5,829,168	21.5	958,796	4,870,372	8,292,457		
由	1	布	市	17,911,581	9,308,711	52.0	2,951,621	4,070,461	2,286,629	2,883,751	2,792,904	15.6	724,495	2,068,409	5,719,119		
国	J	東	市	23,237,434	9,325,230	40.1	3,798,522	3,174,148	2,352,560	4,861,316	4,848,146	20.9	2,308,993	2,539,153	9,050,888		
姫	ļ	島	村	2,568,391	844,439	32.9	530,379	86,619	227,441	679,916	679,916	26.5	534,222	145,694	1,044,036		
日	Ł	出	町	10,158,331	5,232,621	51.5	1,806,561	2,552,232	873,828	766,669	764,667	7.5	302,315	462,352	4,159,041		
九	1	重	町	7,040,863	2,437,986	34.6	1,142,312	522,102	773,572	1,171,708	1,051,749	14.9	425,174	626,575	3,431,169		
玖	3	珠	町	9,010,565	3,606,597	40.0	1,557,580	1,344,965	704,052	1,619,166	1,406,029	15.6	770,879	635,150	3,784,802		
1	ī		計	555,470,453	283,232,604	51.0	87,272,267	135,076,770	60,883,567	93,042,327	85,995,688	15.5	36,361,126	49,634,562	179,195,522		
B	T 4	村	計	28,778,150	12,121,643	42.1	5,036,832	4,505,918	2,578,893	4,237,459	3,902,361	13.6	2,032,590	1,869,771	12,419,048		
県	Į		計	584,248,603	295,354,247	50.6	92,309,099	139,582,688	63,462,460	97,279,786	89,898,049	15.4	38,393,716	51,504,333	191,614,570		

令和 元年度市町村決算指標

(単位:千円、%)

	1	<u> </u>	М	/UT	132 111	TJ TJ	八开	FI	K	4=					(甲1)	:千円、%)
				実質収支	単年度収 支	実質単年 度収支	標準財政 規模	財政 力 指数 ^(3年平均)	実質 収支 比率	経常	又支比率 うち 人件 費	うち 公債 費	地方債 現在高	現債 高 倍率	財政調整 基金現在 高	積立基金 現在高合 計
ナ	τ.	分	市	1,769,267	▲ 2,095,803	▲ 2,094,402	99,354,794	0.91	1.8	95.1	25.7	17.8	168,364,164	1.695	6,757,292	27,409,047
另	IJ	府	市	694,536	70,692	▲ 709,999	25,144,420	0.58	2.8	97.4	30.5	11.6	34,858,428	1.386	6,436,965	10,948,101
4	,	津	市	1,213,234	▲ 171,026	▲ 1,258,388	23,415,815	0.51	5.2	98.7	28.6	21.9	40,750,684	1.740	3,494,708	9,378,606
E	1	田	市	588,655	▲ 72,021	▲ 1,140,263	20,847,726	0.41	2.8	95.3	24.5	21.0	35,123,635	1.685	4,113,030	14,110,245
佬	Ē	伯	市	631,730	▲ 108,474	▲ 623,489	24,577,444	0.32	2.6	99.6	29.3	25.5	49,432,522	2.011	5,789,135	20,876,927
E	3	杵	市	365,933	3,536	8,627	11,479,127	0.39	3.2	94.4	24.3	21.7	27,185,735	2.368	3,036,501	8,169,422
沣	₽	ス 見	市	251,607	▲ 10,491	▲ 108,247	5,569,471	0.42	4.5	97.7	29.9	21.7	11,151,430	2.002	951,177	3,249,595
ተ	ነ	田	市	563,960	44,107	317,540	9,447,077	0.25	6.0	96.8	31.5	18.1	16,818,350	1.780	3,460,519	7,870,842
曹星	是後	高	田市	123,127	16,483	1,402,062	8,281,638	0.31	1.5	95.8	28.6	23.1	15,717,975	1.898	2,904,450	9,892,028
杜	F	築	市	485,677	77,959	▲ 460,584	10,402,975	0.34	4.7	100.9	25.8	22.6	24,725,946	2.377	2,638,446	8,205,511
宇	2	佐	市	1,205,708	▲ 57,953	▲ 1,131,561	15,878,976	0.43	7.6	96.6	29.4	18.0	29,361,909	1.849	3,703,668	14,161,277
曹星	是後	大野	野市	817,453	▲ 209,030	▲ 501,926	14,440,785	0.27	5.7	94.4	31.3	18.7	22,852,785	1.583	6,211,777	19,130,247
Ħ	3	布	市	434,023	▲ 199,929	▲ 385,223	10,549,405	0.44	4.1	95.8	26.3	20.7	22,470,512	2.130	2,559,217	5,775,417
囯		東	市	429,552	13,625	▲ 225,001	11,788,810	0.31	3.6	97.6	30.4	19.3	20,193,801	1.713	3,524,645	14,806,955
邚	Ē	島	村	234,547	27,095	27,095	1,301,959	0.11	18.0	85.7	38.1	17.0	2,147,799	1.650	310,747	3,367,795
E	1	出	町	152,612	3,298	▲ 166,476	6,117,135	0.57	2.5	97.5	28.3	13.8	10,220,875	1.671	702,723	1,745,736
t	L	重	町	431,813	68,755	1 44,940	3,970,837	0.34	10.9	93.1	23.4	18.1	5,757,847	1.450	1,166,169	6,649,031
玖	ζ	珠	町	528,671	226,674	▲ 55,904	4,952,081	0.36	10.7	95.3	28.8	13.6	7,748,386	1.565	927,065	3,852,677
	市		計	9,574,462	▲ 2,698,325	▲ 6,910,854	291,178,463	0.55	3.3	96.5	27.5	19.2	519,007,876	1.782	55,581,530	173,984,220
I	町	村	計	1,347,643	325,822	▲ 340,225	16,342,012	0.40	8.2	94.8	28.0	15.1	25,874,907	1.583	3,106,704	15,615,239
!	県		計	10,922,105	▲ 2,372,503	▲ 7,251,079	307,520,475	0.55	3.6	96.4	27.6	19.0	544,882,783	1.772	58,688,234	189,599,459
_	_	_		-		_	_			_					_	